

地域福祉推進計画策定・見直しに

地域共生社会

の実現に向けた社協活動指針



社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

[地域福祉政策研究会報告書]

はじめに

近年、生活困窮者自立支援制度の創設や介護保険法改正、社会福祉法人制度改革などに加え、「地域共生社会」実現に向けた各種施策が展開されるなど、地域福祉に関する政策をめぐる改革が進行しています。「地域共生社会」については、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016)の一環として位置付けられ、2020年代初頭の全面展開を目指した各種制度改革が進められています。

この流れを受けた2018年4月施行の社会福祉法改正は、「地域福祉推進の理念の規定」、「市町村による包括的な支援体制づくり」、「地域福祉計画の充実」、これら3つを柱とした改正となりました。各自治体は、公布後3年を目途として改正内容を盛り込んだ地域福祉計画を策定することとなっています。

本会では、このような情勢を踏まえ、2017～18年度に「地域福祉政策研究会」を設置しました。同研究会では、地域福祉の基盤づくりを進めるための方向性等を協議し、2017年度末に『「地域共生社会づくり」に向けた対応の方向性～地域福祉政策研究会中間まとめ』を作成・配付しました。さらに、この内容を踏まえ、2018年度策定の第4期兵庫県地域福祉支援計画への提言書を提出し、同計画に反映いただいたところです。

一方で提言内容は、行政のみならず、民間社会福祉の関係団体・者などの幅広い主体が連携・協働して取り組む事項です。とりわけ、地域福祉を使命とする社会福祉協議会(以下、「社協」という)には、地域福祉のコーディネーター役としての一層の役割を發揮することが求められています。そこで、「地域福祉政策研究会」作業部会を中心として、県地域福祉支援計画への提言とあわせた社協の取組事項について検討を進めていただきました。本書はその検討結果をまとめたものです。

本書では、社協がこの数年で特に力を注ぐべきテーマを4つの推進方策とし、その考え方と取組みを進めるためのチェックポイント、事例を掲載しました。これらは、社会福祉法改正に基づき、2020年度までに見直しと策定が進められる地域福祉計画に対応した内容としています。まずは、役職員全体で、本書に基づき地域福祉推進計画の内容・進捗を点検し、組織として「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組みを、さらに推進する一助としていただければと存じます。本会としても、本書の内容に基づく支援・推進策を展開していく所存です。

最後になりましたが、2か年にわたりご論議いただいた地域福祉政策研究会の委員のみなさま、座長としてご指導いただきました関西学院大学の藤井博志教授に、心より感謝を申し上げます。

2019年3月20日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会長 吉本 知之

目 次

1 章 「地域共生社会」とは	P. 3
1. なぜ、いま「地域共生社会」なのかー進む社会的孤立・排除の現実ー	
2. 「地域共生社会」への道筋	
3. 兵庫県が目指す「地域共生社会」の姿	
2 章 社協活動指針	P. 6
推進方策1 まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進	P. 7
ー福祉からの資源・経済循環と安心創造へー	
活動点検項目1 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援	
活動点検項目2 「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成	
活動点検項目3 「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援	
活動点検項目4 「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化	
推進方策2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成	P. 17
ー共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化ー	
活動点検項目1 重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援	
活動点検項目2 地域福祉を進める福祉専門職の育成	
活動点検項目3 社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり	
推進方策3 「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による	P. 25
包括的な相談支援体制の構築	
活動点検項目1 社協内の包括的な相談支援体制づくりー「丸ごと」受け止める社協組織づくりー	
活動点検項目2 生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化	
活動点検項目3 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり	
活動点検項目4 包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備	
推進方策4 地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化	P. 35
活動点検項目1 推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善	
活動点検項目2 地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ	
推進方策別ワークシート	P. 41
■参考資料	
1. 第4期兵庫県地域福祉支援計画（案）概要	P. 55
2. 地域福祉政策研究会委員名簿	P. 56

本書の使い方と構成

2018～2020 年度の計画策定・見直しに

- 改正社会福祉法を受け、2018年4月1日の施行後、最長でも3年程度以内を想定して市町地域福祉計画の見直しが行われます。その動きに対応し、市町社協が策定する地域福祉推進計画についても、情勢動向を踏まえた策定もしくは見直しをこの期間に行うことが求められます。
- すべての市町社協が2019年度中に現行の地域福祉推進計画の見直し、もしくは策定に着手する上での点検項目として、本書を活用ください。

推進方策の構成

The image shows a preview of the book's content. On the left, there is a page with a table of contents and a diagram. The diagram is titled '1 基本的考え方' (1 Basic Thinking) and shows a flow from '地域福祉推進計画' (Local Welfare Promotion Plan) to '地域福祉推進計画の策定・見直し' (Formulation/Revision of Local Welfare Promotion Plan). The diagram also includes '地域福祉推進計画の策定・見直し' (Formulation/Revision of Local Welfare Promotion Plan) and '地域福祉推進計画の策定・見直し' (Formulation/Revision of Local Welfare Promotion Plan).

1

基本的考え方

4つの推進方策ごとに、基本的な考え方を見開き1頁で解説しています。

活動点検項目

推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善

社協の取組み事項

本書で掲載した推進方策1～3に基づき、2019年度中にすべての市町社協で現行の「地域福祉推進計画」の内容の見直し、もしくは計画未策定の社協は策定に着手しましょう。

特に、推進方策1～3で掲げた事項を地域福祉推進計画に盛り込んでいるかについて点検し、組織として対応を検討しましょう。

また、計画の評価・改善をどのような会開催で、どの時期に実施するのかについて、地域福祉推進計画に明記しましょう。

計画評価の方法は、大きく2つあります。1つ目は、毎年の事業計画づくりと合わせた評価を理事会で実施する方法です。2つ目は、理事会以外の幅広い人・団体を交え、「計画を進める

2

活動点検項目の解説

推進方策に付随する活動点検項目の考え方や社協の取組みを解説しています。

3

チェックポイント

活動点検項目に沿って、各社協の取組みを点検するためのチェックポイントです。基礎から応用的な取組みの順に、5つのチェックポイントがあります。

チェックポイント

1. 毎年の事業計画・予算と合わせて、地域福祉推進計画の進捗を点検していますか。
2. 本書に掲載した推進方策の内容について、役員及び職員が話し合う場を設けていますか。
3. 現行「地域福祉推進計画」の内容の見直し、もしくは計画未策定の社協は地域福祉推進計画の策定について、理事会で協議していますか。
4. 地域福祉推進計画の評価・改善の方法を、組織として明らかにしていますか。
5. 理事会以外に会連体を設けて地域福祉推進計画に基づく評価・改善を進めていますか。

社会福祉法改正への社協対応指針として

- 推進方策は、今回の社会福祉法改正への対応として必要なものをピックアップしています。
- 介護サービス事業を含めた地域ケア・サービスの推進方策は、今回の指針には含めていません。2019年度以降に事業経営の実態把握と検討を進め、改めて考え方をお示しします。
- 指針の基本構成は、4つの推進方策と活動点検項目です。
- 各活動点検項目に5つのチェックポイントを掲載しています。これは、すべてを網羅しなければいけないというものではありません。社会的孤立への対応という命題を外さず、各社協の取組みをいかに伸ばすかという観点で、優先順位を定めてください。
- 重要なのは、推進方策に沿って役職員で話し合い、社協としての今後の取組みの方向性を確認することです。そのための素材（ツール）として、本書をご活用ください。

4

取組みのヒント

チェックポイントの内容をイメージするための取組み事例です。県内市町社協の取組みから活動のヒントを得てください。

！取組みのヒント

チェックポイント1、4、5


■「計画を進める会」による評価と年次レポートの発行（実業市）

実業市社協では、地域福祉推進計画を推進するための「地域福祉推進計画を進める会」（以下、「進める会」）を組織し、半期ごとに進捗の点検・評価をおこなっています。

「進める会」の構成メンバーは策定に関わった委員と社協理事と支部推進委員です。評価に際して留意している点は、計画の推進目標ごとに、何を目的としたどんな取組みを実施しているのかについて委員が理解することです。このため、主な活動について写真で紹介しながら、活動ごとに5段階評価で示すなど、活動の意義や課題について意見・質問が出やすい会議運営の工夫がなされています。その上で、推進目標に向けて必要な活動・事業の進め方や、活動・事業の進捗が著しくない場合はその理由を議論した上で、今後の方向性について委員から意見・提議がおこなわれます。

「進める会」に加えて計画を推進するための取組みとして、市社協の理事と職員が計画上の重点事業ごとにチームとなった役員業務研究会を進めています。これは「進める会」での意見に基づき、2012年度から開始されました。2017年度からは、「防災福祉」「生活困窮」「福祉学習」「農業福祉」「地域福祉財源」といった5つのテーマで研究チームが編成され、理事職員が一緒になって先進地の視察や研究・調査を実施しています。役員員の共通認識づくりと、担当事業を超えた職員間の学び合いの機会となっています。 計画評価の結果を年次レポートとして発信

このように計画の推進体制をつくりながら、評価した結果を市民に分かりやすく伝えるために、「第3次地域福祉推進計画（2016年度～）」から「年次レポート」を毎年作成しています。「進める会」での検討結果を踏まえた地域福祉推進計画の進捗を明らかにしたもので、ホームページ上でも公表されています。



5

解説

用語や考え方について、要所で解説を入れています。今後の社協活動のカギとなる事柄を選んで解説しています。

【解説】計画の進行管理

地域福祉推進計画は、策定後の進行管理が命です。日々の業務と計画内容を一体化させるための組織的な進行管理がなくてはじめて、評価が可能になります。

進行管理の基本は、次の3点です。

1. 計画体系におおせた単年度事業計画・報告書の作成
2. 役員と地域住民にわかりやすい（評価しやすい）事業報告書の作成
3. 理事会や計画評価委員会等における毎年の点検・評価

特に、職員だけでなく役員と地域住民にわかりやすい事業報告は、住民がわがまちの地域福祉活動を理解するためのテキストにもなります。たとえば、実業市社協は、A4版1枚のわかりやすい事業報告・決算書を作成しています。また、三田市社協や兼安市社協は「社協のあゆみ」として写真をまじえ分かりやすく配付しています。

1 章 「地域共生社会」とは

本章では、「地域共生社会」が目指すものと、その実現に向けた道筋のポイントを解説します。

1 なぜ、いま「地域共生社会」なのか—進む社会的孤立・排除の現実—

国が「地域共生社会」を提起する背景には、少子高齢・人口減少による「我が国全体の経済・社会の存続の危機」があげられます。

しかし、経済政策の側面だけで「地域共生社会」を語ることはできません。社会福祉において共生社会は、元来は障害分野において追及されてきた理念です。反差別・反排除と社会参加の機会の確保を求める障害当事者の長年にわたる運動が、共生社会を理念とした法制度の整備につながりました。

一方、地域社会では、格差や社会的孤立・排除により生活課題が広がり、福祉課題が深刻化しています。たとえば、貧困や失業に陥った人、障害のある人・子ども、老々介護世帯、引きこもりの人、依存症や様々な疾病を抱える人、DV・犯罪被害者、刑余者、外国人など、地域から孤立することによる「関

係性の貧困」が生きづらさにつながっている場合がたくさんみられます。

つまり、「地域共生社会」が掲げられる背景に、“共生できていない現実”があることの認識が欠かせません。社会福祉における「地域共生社会」は、単なる美しい理念ではありません。差別・偏見を含めた孤立や排除の厳しい現実を認識した上で、社会的に弱い立場の個人が認められ、軋轢を乗り越えること抜きに共生社会は実現しえません。また、弱い立場の人々が社会と対抗するために、共同する力を高めるための具体的で継続的な取り組みが必要です。それは、異質な価値や規範をもつ人々がそうでない人に合わせて同質化するというよりも、違いを認め、それを生かし合うプロセスでもあります。

2 「地域共生社会」実現への道筋

当事者・住民が主体となった共生のまちづくり

「地域共生社会」は行政の政策や制度だけで進むものではありません。本来、地域づくりは地域住民の自発性による自由で拡がりのあるものです。

現在、「地域共生社会」実現に向け、社会福祉法をはじめ各種法制度の見直しが行われ、地域力強化推進事業や改正介護保険による総合事業などの施策が始まっていますが、「共生」も「地域づくり」も、

そこに暮らす住民以外によって強制されるべきものではありません。この意味では、国が提起する「地域共生社会」に付随する施策を待たずとも、地域住民が中心となって、目指す地域の姿を協議し、取り組みを推進することが重要です。特に、人口減少と少子・高齢化により社会が大きく変わる中、都市部・郡部に関わらず、暮らしの基盤となる地域のありよ

うを考えることが必要な時期にきています。

その際に重要なことは、2つあります。1つは、「共生のまちづくり」に向け、社会的に立場の弱い人がそうではない人々に追従するのではなく、対等な立場となるために、まずは弱い立場の人々の共同体づくりが必要であるということです。そうした取組みとあわせた、生きづらさを抱える当事者をはずさない地域づくりは、社協をはじめとする福祉専門

機関の大きな役割です。

もう1つは、当事者・地域住民は「地域共生社会」の単なる担い手ではなく、地域のありようを決める主体であるという点です。効率性や合理性に逆行するようにみえますが、住民が話し合いを重ね、住民主体で「共生のまちづくり」に踏み出すことでしか、「地域共生社会」の実現はありえません。

幅広い主体の相互エンパワメント

「地域共生社会」の実現は、一部の地域活動者、あるいは行政や専門職だけでなしえることはありません。これまで以上に幅広い主体が「共生のまちづくり」の主役として力を発揮していくことが大切です。一人ひとりが必要な力をつけたり、本来もっている力を湧き出させたりすることを、「エンパワメント」といいます。

幅広い主体とは、地縁組織はもとより、当事者やセルフヘルプグループ（P.11）、ボランティア・NPO、子ども・学生、勤労者・企業人などを指します。特に、支援の「受け手」という固定的な見方をされたり、社会的孤立・排除を余儀なくされたり

してきた当事者が、必要な支援を受けつつ、自信や自尊心をもって生きる力を得ていくことをコミュニティの相互作用で実現するという観点、すなわち「相互エンパワメント」（相互主体化）が、「地域共生社会」実現には欠かせません。

具体的には、交流すること、働くこと、学び合うことを含めた当事者の社会参加の機会を、地域社会の中でつくっていくことです。また、福祉以外の医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯・防災、まちおこし等、生活の基盤となる領域と連携したまちづくりも、今後の地域福祉にとって重要な視点です。

住民の「協働者」としての行政・福祉専門機関の役割発揮

「地域共生社会」の実現に不可欠なのは、行政・福祉専門機関など、暮らしと地域を支える立場にある組織の役割転換です。

「共生のまちづくり」は、狭い意味での福祉におさまるものではありません。また、行政や福祉専門機関が一方的に青写真を描き、枠組みを決めて支援することで実現できるものでもありません。行政・福祉専門機関が、地域住民や福祉以外の領域を含め

た幅広い関係主体と協働して生活・福祉課題（※）の解決を図ることが求められます。

※本書では、地域住民が抱えている生活課題の領域の拡大とともに、深刻化している高齢者・障害者・児童分野等の福祉課題を一体的にとらえる用語として、「生活・福祉課題」を用います。なお、国では社会福祉法第4条において、同様の意味で「地域生活課題」という用語を用いています。

兵庫県が目指す「地域共生社会」とは

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い、支え合う社会

「地域共生社会」の6つの要素

1. 尊厳が重んじられること
2. 多様なつながりがあること
3. 誰もが包み込まれること
4. みんなが参加・参画し、力をあわせること
5. 参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること
6. 私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

目指す「地域共生社会」には、6つの要素があります。1つ目の要素は、尊厳が重んじられることです。これは、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人がかけがえのない人間として尊厳が守られ、基本的人権の享有が確保される社会を指します。「地域共生社会」は、生まれてきたすべての人が自身の生を肯定できる社会です。

2つ目は、多様なつながりです。個人の価値観やライフスタイル等の多様性を認め合うと同様に、他者と社会とのつながりの多様性がある社会です。

3つ目は、誰もが包み込まれることです。排除される人をつくらず、様々な地域生活課題を共有し、支え合う力をもった社会です。

4つ目は、みんなが参加・参画し、力をあわせることです。誰もが持てる力を生かし、主体的に参加・参画できる多様な機会がある社会を指します。

5つ目は、参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できることです。他者とのつながりと参加・参画の機会によって、人は生きる力を高め、自立していきます。「地域共生社会」とは、主体的な参加・参画から、一人ひとりの自立が実現される社会でもあります。

最後が、私たちの暮らしの場である地域を基盤とすることです。それぞれの地域の歴史や文化、資源といった多様性と歩調を大切にした取組みが、兵庫県が目指す「地域共生社会」づくりです。

2章 社協活動指針

社協の根幹となる取組みは、小地域福祉活動の推進です。小地域福祉活動の推進を通じた地域のエンパワメントなくして、相談支援体制づくりは進められません。

本章では、それらを4つの推進方策として提起しています。

本章では、社協が地域福祉を推進する方策を4つ提起します。

1つ目は「まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進」、2つ目は「官民協働による地域福祉ネットワークの形成」、3つ目は『「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による包括的な相談支援体制の構築」、最後が「地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化」です。

4つの柱は、目指すべき「地域共生社会の実現」に向けた方策であるとともに、社会福祉法に市町村の努力義務として盛り込まれた「包括的な支援体制の整備」への対応策でもあります。

社会福祉法では、「包括的な支援体制の整備」は、次の3つにより構成されると規定されました。

- ① 住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

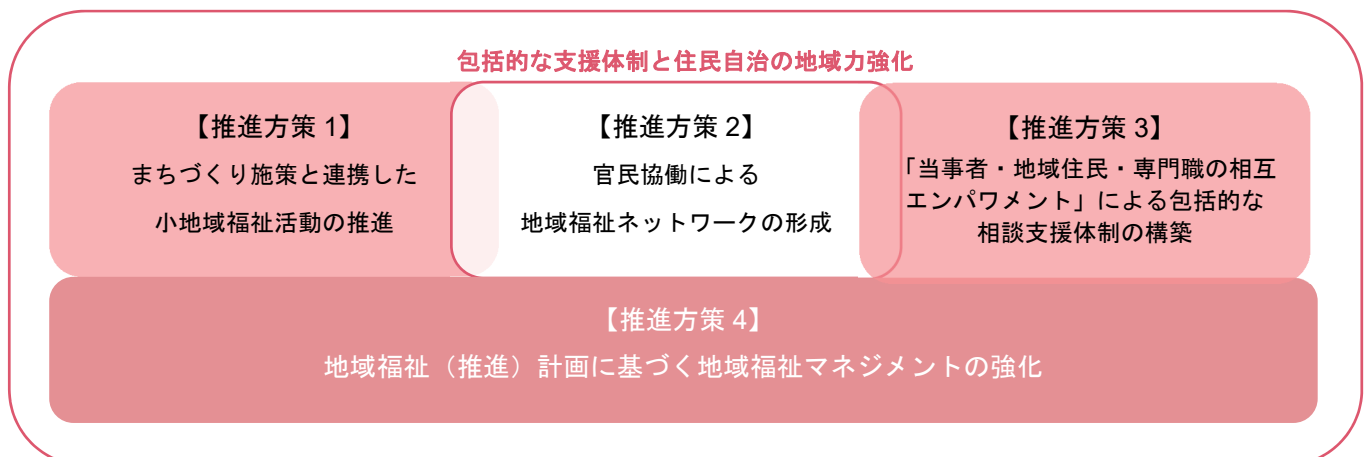
- ② 住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

この内容を踏まえ、国は「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」という2つの事業を実施しています。

推進方策との関係でいえば、「推進方策1」が地域力強化に関連する事項です。そして、「推進方策3」が主に多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項です。この両者をつなぐ取組みが「推進方策2」です。

重要なのは、小地域を基盤とした住民主体の「共生のまちづくり」は、行政が整備する包括的な支援体制にのみ収められるのではなく、住民自治の地域力強化につながるという視点に立つことです。

▼図表1 4つの推進方策と社会福祉法上の包括的な支援体制の関連性



基本的な考え方

1 小地域福祉活動は地域のエンパワメント

小地域福祉活動とは、住民主体の「共生のまちづくり」であり、福祉的な住民自治形成としての地域のエンパワメント (P.4) を目指した活動です。住民主体の福祉コミュニティ形成を使命とする社協にとって、小地域福祉活動の推進は根幹の取組みです。

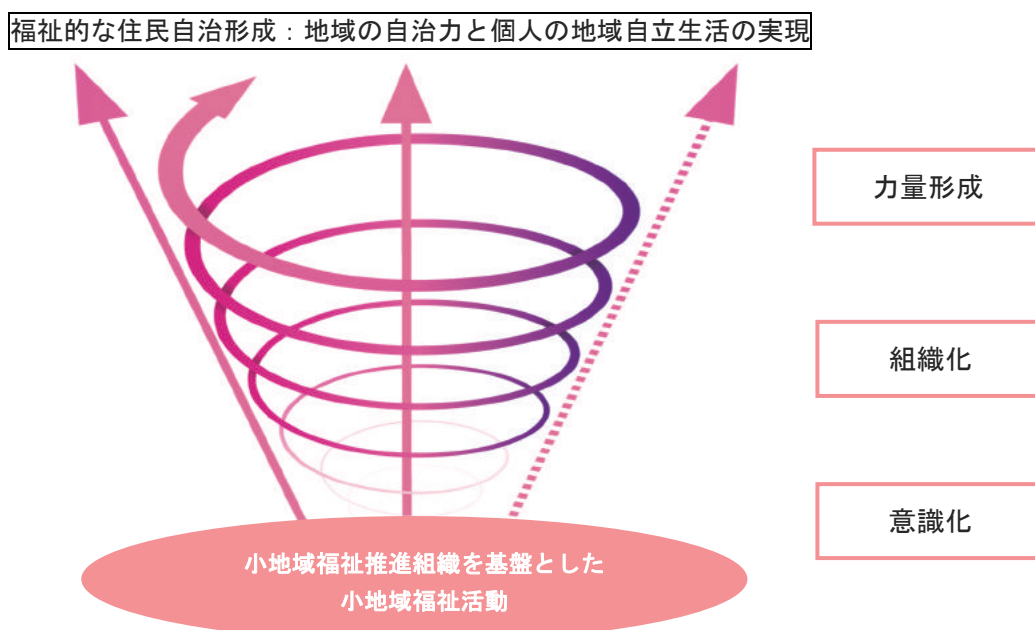
小地域福祉活動は、具体的には、①住民間のつながりを再構築する活動、②生活障害を抱える当事者に対する具体的な支援をおこなう活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動（地区社協や福祉推進委員会、福祉部会等の基礎組織づくり）から構成されます（全社協『小地域福祉活動の活性化に関する調査研究』2009）。

地域づくりは、近年は政策課題として認識されてきています。生活困窮者自立支援法におけ

る社会的孤立対策や包括的な支援体制整備の一環で進められようとしている「地域力強化」、介護保険制度に基づく「生活支援体制整備」、まちづくり政策として国の「地方創生」や県の「地域創生」、これら3つは地域づくりを主眼とした政策です。政策サイドから地域づくりへの期待がある一方、人口減少や高齢化等の様々な要因で地域そのものが疲弊し、自治活動が難しくなっている地域も出てきています。

こうした中、**小地域福祉活動を通して地域のエンパワメントを促進することは、社協の最重要課題**です。社会的な孤立への対応として、身近な地域におけるつながりの再構築を進める観点で、現状の小地域福祉活動の状況を点検してみましよう。

▼図表 2 小地域福祉活動を通じた地域のエンパワメント



兵庫県社協『ささえあうまちづくり推進プラン4』図改変

2 地域福祉とまちづくりの一体的推進

「地域のエンパワメント」と「社会的孤立への対応」という視点での小地域福祉活動の推進ポイントは、大きく2点あります。

1 つは、**従来からの活動者に加え、課題を抱える当事者をはじめとした多様な住民、また専門職や事業者等の参加・参画を促進し、生活・福祉課題を協働で解決する**という点です。担い手不足がどの地域でも課題になる中、小地域での協働体制づくりが、具体的な生活支援につながります。

2 つめは、**まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進**です。まちづくり施策として、地域の組織・人材の育成強化、地域経済の循環・活性化に向けた施策が展開されています。今後は、小地域福祉活動とまちづくりの諸活動を分離して進めるのではなく、地域の中で一体的に推進することが求められています。特に、

「まちづくり協議会」等の地域自治組織や地域運営組織(※)など、住民自治組織づくりが進められる中、活動の基盤となる小地域福祉推進組織との関係について、行政や地域住民と話し合うことが必要です。

地域福祉とまちづくりの接点を広げる中で、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを進めましょう(図表3)。

※行政上の組織に位置づけられる地域自治組織の他、地域住民の私的な組織として地域運営組織づくりも広がっています。地域運営組織とは、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織」とされ、主に小学校区や旧小学校区の範囲で活動しています(総務省2016「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業」報告書より)。

3 福祉で地域も活性化—資源・経済が循環する「共生のまちづくり」—

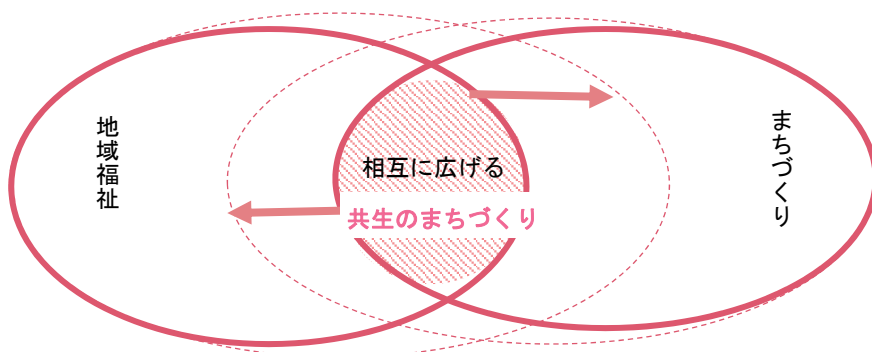
これからの地域づくりのポイントは、資源・経済が循環する持続可能な「共生のまちづくり」です。

資源・経済が循環する持続可能な「共生のまちづくり」とは、住民相互の見守りや交流、支え合いを基盤としつつ、一人ひとりが“支え手”“受け手”という関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、それが誰もが暮らしやすい地域につながることを指します。たとえばそれは、障害者や引きこもりの

人々が働く場が地域の高齢者や子どもたちの居場所になったり、空き店舗を活用したデイサービスが街のにぎわいに一役買ったりといったことです。

このためにも、従来の福祉分野の活動にとどまらず、まちづくりの要素である「雇用」や「農林漁業を含めた産業」、「教育」や「防災・防犯」、「まちおこし」など、様々な分野の活動と地域福祉活動を関連づけた取組みを進めましょう。

▼図表3 地域福祉とまちづくりの接点を広げて目指す「共生のまちづくり」



住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援

小地域福祉推進組織の現状

小地域福祉活動の基本は、①住民の力が結集されるための地域組織化と、②組織を基盤とした話し合い（協議）です。

県内の市町社協は、小地域福祉推進組織が核となった地域福祉活動を長年支援してきました。小地域福祉推進組織は、地区社協や福祉推進委員会、福祉部会等の名称で、県内約7割の市町に設置されています（一部設置を含む）。

一方、県内では、「まちづくり協議会」等の住民自治組織の設置も進められています。一般

コミュニティ形成を進める住民自治組織と、少数者の課題を含めた福祉コミュニティ形成を進める小地域福祉推進組織は、これまで必ずしも連携が十分とは言えませんでした。

自治体としてのまちづくり施策の動きが加速し、各地で住民自治組織の設置が進められる中、小地域福祉活動を進める組織体と住民自治組織の連携について協議する必要があります。

社協の取組み事項

すべての市町社協が、小地域福祉活動の推進を重点に位置づけ、それぞれの地域の状況にあった支援方策を明らかにしましょう。

住民自治組織との関係と連携方法について、行政、地域組織と協議し、地域福祉計画やまち

づくり関連計画への位置づけを働きかけましょう。

☑チェックポイント

（すべての市町共通）

1. 地域福祉推進計画に、「小地域福祉活動の推進」を重点事項として位置づけていますか。
2. 住民が生活・福祉課題を話し合う小地域エリアでの場づくりを推進していますか。
3. 住民自治組織の動向を把握し、小地域福祉活動との連携方法を検討していますか。
4. 地域福祉施策やまちづくり施策に、小地域福祉活動の支援策（例：住民の活動拠点の整備や活動財源の確保等）が位置づくように働きかけていますか。

（小地域福祉推進組織がある市町）

- 5-1. 小地域福祉推進組織の構成員や話し合いの場に、多様なメンバー（当事者、ボランティア・NPO等の活動者個人、事業者・企業、生活協同組合等）が参画できるようになっていますか。

（小地域福祉推進組織がない市町）

- 5-2. 住民自治組織との関係性を整理した上で、小地域福祉推進組織の設置（地域組織化）を、地域福祉推進計画に位置づけていますか。

■ まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進支援（豊岡市）

豊岡市社協は、従来から進めてきた行政区（自治会）単位での小地域福祉活動に加え、旧地区公民館の区域で地域づくりを行う「地域コミュニティ組織」への支援をおこなっています。

市のコミュニティ政策としては、2014年からモデル地区の取組みを開始し、各地区で組織設立に向けた議論が行われました。市社協はこの段階から議論に参画し、地域福祉の推進と新しい「地域コミュニティ組織」の連動を描いてきました。

現在、市社協では、行政区単位での住民による「集いの場」「見守りの場」「支え合いの場」を支援し、あわせて行政区だけで取組みが難しい課題について、地域コミュニティ組織が話し合うことを支援しています。この話し合いは、生活支援体制整備における協議体として、市の介護保険事業計画と地域福祉計画にも位置付けられています。

2018年度は、市のコミュニティ政策課や高年介護課、生活協同組合コープこうべと協働し、地域づくりをテーマとした「地域福祉フォーラム」を開催しました。このフォーラムが住民主体による様々な活動を認め合う機会になり、地域間交流の場ともなりました。また、地域づくりを分かりやすく伝えるため、各地域の取組みを映像化する等の工夫もおこなっています。

フォーラムをきっかけに、市社協と市行政担当者の職員勉強会も開かれるなど、福祉とまちづくりの一層の連携が期待されます。

■ 市民協議会「暮らし・生活部会」の組織化支援（三木市）

三木市社協は、市内10地区に設置される「市民協議会（住民自治組織）」に「暮らし・生活部会」づくりを働きかけ、同部会が主体となって進める福祉のまちづくり活動を支援しています。

「市民協議会」は10年前に行政主導で設立されてきた住民自治組織で、自治会長や各種団体、学校、NPO・ボランティア等の幅広いメンバーで構成されています。

住民同士の日常のつながりや見守りを進める主体づくりを進めるために、社協は2014年度より順次、協議会に足を運び、部会づくりを働きかけてきました。生活支援体制整備事業がはじまってからは、部会での話し合いの場を協議体と位置づけ、10年後に目指したい地域の姿やアクションをまとめた「地区支えあい活動計画」（小地域福祉計画）づくりや住民主体の様々な活動を支援しています。

■ 生活支援体制整備事業を活かした集落単位の小地域福祉活動（神河町）

神河町社協は、生活支援体制整備事業を活かし、各集落（自治会）単位での住民協議の場づくりを支援しています。神河町では、生活支援体制整備における2層を旧小学校区、3層を集落と位置づけ、まずは3層エリアに社協職員が足を運び、働きかけを続けています。

現在、40集落中13集落で協議の場がつくられ、支え合う地域づくりについて話し合われています。戸数によっては全世帯が協議体メンバーです。こうした集落単位の協議によって、高齢者の生きがい・仕事づくりとして営農組合と連携し農作物販売を行ったり、住民アンケートを実施したり、集い場をさらに小さなエリアで開催するなど、様々な取組みが地域ごとに生まれてきています。これらは行政健康福祉課、まちづくり所管課と定例の会議で共有化しています。

「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成

地域住民の主体形成を通じた人材育成

「共生のまちづくり」を進める人材育成の最大のポイントは、**人権尊重を基本とした地域住民の主体形成**です。

「共生のまちづくり」につながる主体形成には、大きくは3つの過程があります。1つ目は、生きづらさを抱えて暮らす人の存在と生活・福祉課題に気づく過程です。2つ目は、それを個人だけではなく、地域の気づきとして共有化する過程です。3つ目は、様々な人々の関わり合いの中で相互に生きる力を高める過程です。これを「相互エンパワメント」といいます。

地域住民の主体形成の大きなポイントが、この「相互エンパワメント」です。地域づくりに関わりの薄かった層、たとえば子ども・学生、勤労者などの幅広い住民が生活・福祉課題に触れたり、「こういう地域にしたい」という思いを共有したりする機会づくりを働きかけていくことです。

また、生活障害を抱える当事者が「支援を受ける人」としてではなく、共に生きる人として、また地域づくりの主体として、様々な人々と関わる機会を多彩につくすることも重要です。

社協の取組み事項

福祉学習と当事者支援の現状を、3つのポイントで点検してみましょう。①全世代を対象とした社会包摂を目指した福祉学習、②当事者をはじめとした多様な主体の地域参加、③セルフヘルプグループへの支援・協働です。

チェックポイントの取組みは、ハードルが高いと思われるかもしれませんが、「共生のまちづくり」に向けたチャレンジとして、各市町で検討をはじめましょう。

【解説】セルフヘルプグループへの支援と協働

セルフヘルプグループとは、生きづらさを抱える当事者同士が支え合うことで、自分自身を支える活動です。当事者ならではの相互の心の支えや情報・知恵の収集がみられます。様々な病気や障害、介護、不登校、愛する人の喪失、依存症など、課題の数だけセルフヘルプグループが形成されます。

『もろくて弱い人間が、ゆるやかに相互に依存しあう』（中田智恵海）セルフヘルプグループの良さと性質を理解し、こうしたグループが自律的に運営できる環境を地域社会につくっていくことは、孤立のない「共生のまちづくり」の重要な要素といえます。

☑ チェックポイント

1. 一過性の福祉体験に終わらず、地域社会からの孤立・排除による生きづらさや当事者を共に生きる人として理解することを目指した福祉学習を実施していますか。
2. 当事者と住民が、地域で共に活動する「当事者の社会参加プログラム」を実施していますか。
3. 住民の主体形成に向け、人権・社会教育（生涯学習）と連携した福祉学習を実施していますか。
4. 幅広い主体の地域づくり参加を促進するため、事業者・企業、労働組合、生活協同組合等との連携・協働事業に取り組んでいますか。
5. 生きづらさを抱える当事者同士が出会い、分かち合うためのグループづくり（＝セルフヘルプグループ）の立ち上げと自律的運営の支援を、社協が積極的に取り組んでいますか。

！ 取組みのヒント

チェックポイント1、2、3

■障害当事者の社会参加と地域への貢献活動（淡路市）

淡路市社協は、地域福祉推進目標として『共生循環型地域社会』を掲げ、障害者を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、誰もが「助けられたり」、「助けたり」する関係づくりを地域で当たり前にするための取組みを進めてきました。こうした考えを地域で学び合うために、市人権教育協議会への参画と協働による人権・福祉学習を推進しています。

また、市社協が運営する地域生活拠点に通う障害当事者が、地域でクリーン活動やメール便配達を担ったり、「さぬきうどん^{はびくる}幸来」で調理・接客する姿を通して、住民が日常的に障害者に接する機会づくりを進めています。さらに、過疎集落に「いづかしの杜」を開設し、過疎地域への移動販売をおこなうなど、障害者が地域の課題解決に向けた活動を担っています。

チェックポイント1、2、4

■福祉施設、当事者団体、学校、企業で進める福祉学習（三田市）

三田市社協では、市内の障害福祉施設や当事者団体で構成される「障がい者施設・団体等連絡会」（以下、連絡会）と話し合いを重ね、施設・当事者団体が地域や学校に提供する福祉学習プログラムをつくりました。2018年度はその内容を学校関係者と共有し、福祉学習を推進しています。

一方で、障害理解が乏しいゆえに起こる差別やからかい行為が、後を絶たないのも現実です。市社協では、連絡会等でそれらを共有し、対応を話し合っています。現在、連絡会で企画しているのは、連絡会とバス会社による学習会の実施です。この企画は、社協にバス会社から、障害をもつ乗客について相談があったことがきっかけでした。市社協では、連絡会とバス会社の双方が学び合う場にするるとともに、これをきっかけに企業に呼びかけた福祉学習につなげたいと考えています。

チェックポイント3

■社会教育（生涯学習）と連携した学びの場づくり（三木市）

三木市社協は、2018年度に市民、行政まちづくり担当課と生涯学習担当課の職員、社協職員による「人づくりワーキング」を3回開催しました。これは、地域活動者・ボランティアで構成されるボランティアプラザ運営委員会にて、ボランティア養成講座の参加者が年々減少していることが課題としてあがったのがきっかけでした。

3回のワークショップを通し、行政まちづくり担当者や公民館での生涯学習の現状が共有され、行政職員と市民の相互理解につながりました。参加した行政職員からは、「こうした場を継続したい」という声が聞かれました。今後も生涯学習プログラムとの連動を意識し、身近な地域でまちづくりを楽しく学び合う場づくりについて引き続き話し合うことになりました。

チェックポイント5

■当事者の受容の場からセルフヘルプへ（稲美町）

稲美町社協は、誰もが参加できる「オープンかふえ」を毎月開いています。高齢者や知的障害者、ひきこもりがちな人、若年性認知症の人と友人、傾聴ボランティアなど、地域内に行き場のない人を含めた様々な住民の居場所となっています。ここで人とのつながりを築いたり、役割をもったりすることが、受容される経験となり、他の活動参加のきっかけにもなっています。

また、2014年度から「生きづらさを抱える成人をもつ親のつどい」を開いています。きっかけは、1人の当事者家族からの相談でした。「同じような課題を抱える人がいるかもしれない」と、町社協がつどいを呼びかけたところ、予想以上の参加がありました。当事者の悩みの分かち合いと相互支援がはじまり、今では勉強会開催やメンバー主体のブログ運営へと活動が広がっています。

「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援

小地域福祉計画とは

小地域福祉計画とは、**小地域単位で住民がつくる「共生のまちづくり」プラン**で、5～10年先の地域のありたい姿とそれに基づく重点的な取組みが記載されます。県内では、8市町で取り組まれています（2017年度時点）。

小地域福祉計画の意義は次の4点です。

① 生活・福祉課題が広がる中、中長期かけて目指す地域の姿を描き、それに向けた取組みを進めることが、地域の未来をつくる（10年後の地域を左右する）

- ② 地域住民、関係機関、行政などの幅広い主体の理解と協力が得られる
- ③ 活動の継続的・組織的な展開につながる
- ④ 必要な活動財源の確保の根拠になる一目指す地域の姿に基づいて、財源を自分たちで集め、生かす計画と動きをつくることは、共同募金運動の活性化にもつながる

社協の取組み事項

初めてつくる小地域福祉計画は、現状分析や実行計画を含んだ立派な計画書である必要はありません。初回は地域住民の夢・目標と取組みの方向性だけで、1～2枚の資料でかまいません。

地域ごとの「共生のまちづくり」プランは、生活支援体制整備を進める地域づくりの工程でもあります。同事業との関連も意図し、生活支援コーディネーターをはじめ社協コミュニティワーカー（地域担当職員）が、地域づくりの推進策として計画づくりを支援しましょう。

なお、住民自治組織が主体となり、「まちづくり計画」などの地域づくり計画を策定する地域も増えています。小地域福祉計画づくりを進める際には、地域づくり計画の福祉部分の計画として策定を進めるなど、その位置づけや策定方法について、行政所管部局や小地域福祉推進組織等とあらかじめ話し合っておく必要があります。

 チェックポイント

1. 小地域福祉計画の策定が、地域福祉推進計画に位置づけられていますか。
2. 小地域福祉推進組織の役員や地域リーダーと、小地域福祉計画策定について協議・学習する場を設けていますか。
3. 地域単位でのワークショップや座談会など、できる限り幅広い住民が「どんな地域で暮らしたいのか」、「地域のもつ強みと生活・福祉課題」について、自由な意見を出し合える場を小地域福祉推進組織や地域リーダーと共につくっていますか。
4. 行政の地域福祉部局やまちづくり関連部局と小地域福祉計画づくりの進め方や支援方法について協議していますか。
5. 小地域福祉計画に、共同募金や寄付を含めた活動財源の集め方・活用を掲載していますか。

■14の地区福祉委員会が策定する地区福祉計画（川西市）

川西市では、2018年度を開始年とする地区福祉計画が策定されました。2003年から始まった地区福祉計画は4期目を迎えます。おおむね小学校区ごとに組織されている14の地区福祉委員会が、各地区のコミュニティ組織（住民自治組織）や自治会、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア、関係機関・団体、事業者などと協働して策定しています。

策定にあたっては、各地区で開催されている福祉ネットワーク会議などを活用してワークショップを開催し、そこで出された意見をもとに、地区福祉委員会が主体となり市社協の地区担当ワーカーが支援して計画にまとめられました。毎月のように策定委員会を開催し、地域の今とこれからの熱心に話し合って計画をまとめる地区もあります。

地区福祉計画は、市社協が作成する地域福祉推進計画や14のコミュニティ組織が策定する地域別計画との整合性も図りながら策定されています。

完成した計画は、「自治会加入率が低いマンション群でのつながりづくり」や「若年層や団塊の世代の地域活動の促進」など、地域の課題に対応した取組みがまとめられています。これらの計画に沿って事業計画が策定され、各地域の状況に即した地域づくりが取り組まれます。

▼計画策定ワークショップ（川西市清和台）



■社協支部の小地域福祉活動計画づくり（姫路市）

姫路市社協は、2012年度からの5か年計画である地域福祉推進計画に位置づけて、社協支部が策定する小地域福祉活動計画を支援してきました。71支部中31支部の社協が計画に基づく活動に取り組んでいます（2018年度末時点）。

市社協では、支部長会議などで小地域福祉活動計画づくりの実践を発表する機会を設けたり、支部エリアの地域担当職員が支部ごとに計画づくりを支援したりしています。

生活支援体制整備事業が始まってからは、小地域福祉活動計画の策定の場合、「生活支援体制検討会議（姫路市の2層協議体）」に位置づけて策定を進めはじめています。この場合は生活支援コーディネーターも関わり、社協支部の役員だけでなく、地域の自治会長や民生委員・児童委員、行政、福祉専門職等の幅広いメンバーで地域状況と今後の取組みが話し合われ、集まった組織の相互理解にもつながっています。

小地域福祉活動計画の内容は支部によって様々で、住民に全戸回覧されたり、活動者に配付されています。

▼見やすく整理された小地域福祉活動計画（姫路市増位支部）



「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化

コミュニティワーカー（地域担当職員）の配置目標

活動点検項目 1～3 の中核を担うのが、コミュニティワーカーです。社協のコミュニティワーカーとは、福祉活動専門員、生活支援コーディネーターなど、地域づくりを支援する地域担当職員です（P21 参照）。

コミュニティワーカーの最大の役割は、地域組織化を通じた地域のエンパワメントです。地域住民と信頼関係を築き、対話を重ねながら、地域住民が主体となった「組織づくり」「学び」「話し合い」「計画化」「活動」「評価」を働きかけます。

社協の取組み事項

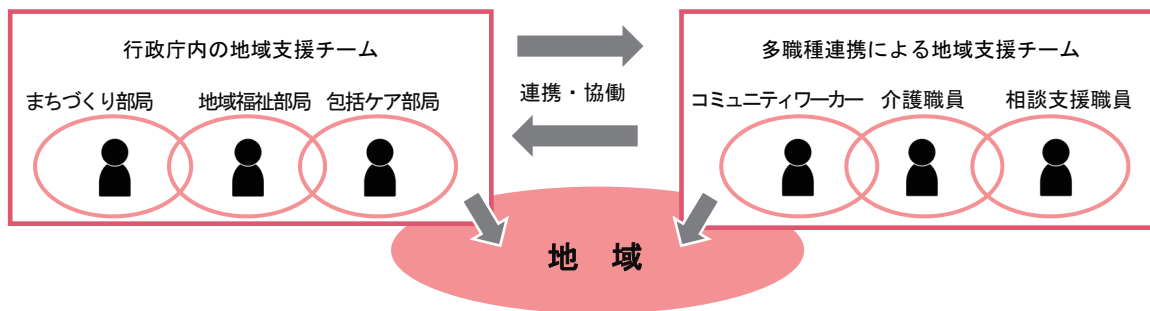
全県の目標は、**地域包括ケアにおける日常生活圏域（おおよそ中学校区域）に専従のコミュニティワーカーを配置すること**です。生活支援体制整備事業なども活用し、段階的・計画的に専従ワーカーの配置を進めましょう。

コミュニティワークの体制強化は、職員増員だけではありません。ワーカーによる支援を通じた、「共生のまちづくり」を進める住民組織（＝小地域福祉推進組織）の活性化が目的です。

地域を支える体制を、社協が総力あげてつくる方針が必要です。

地域支援に向け、3 つのチームを段階的につくりましょう。①社協内の多職種によるチーム、②①に社協外機関の多職種が加わったチーム、③②に行政内の地域づくり関連部局が参画したチームです。それぞれがバラバラに地域に入るのではなく、各チームが連携・協働して地域に入り、支援していくための話し合いを進めましょう。

▼図表 4 共生のまちづくりを支える体制－官民協働の地域支援チーム－



☑ チェックポイント

- 活動点検項目 1（住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援）のチェックポイントを達成するための職員体制について、社協の役職員が協議していますか。
- コミュニティワーカー（地域担当職員）が支援する圏域を明確にしていますか。
- コミュニティワーカー（地域担当職員）だけでなく、介護・相談支援職員を含めた社協職員全体が、圏域を意識して業務を進めるチームづくりとそのマネジメントをおこなっていますか。
- 地域包括ケアにおける日常生活圏域（おおよそ中学校区域）へのコミュニティワーカー（地域担当職員）の配置を、「地域福祉推進計画」と「地域福祉計画」に位置づけていますか。
- 社協だけでなく社協外の多機関チーム（地域包括支援センターや社会福祉施設等）が、連携して地域と協働できるための取組みについて、社協役職員や関係者等と協議していますか。

■多職種による“校区チーム”が地域生活を支える（宝塚市）

宝塚市社協は、地域福祉部門と在宅福祉部門に分かれた組織体制を見直し、2012年度より小学校区ごとのエリア別の組織としました。具体的には「地区担当ワーカー」と、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員などの「相談支援職員」、介護保険事業を担当する「ケアワーカー」という3職種が、校区単位のチームになり、地域生活支援に取り組んでいます。

校区チームの最大の目的は、3職種のワーカーが、事業や制度別ではなく、地域というエリア内で制度にとらわれずに支援をすることです。しかし、実際にチームとなるには、組織として様々な場やツールを整えていく必要がありました。

その一つが、現場ワーカーと管理職を交えた学習の場でした。初年度は年8回の会議を通して、校区チームの意義と運営方法を話し合いました。これ以降もチーム実践を重ね、それを職員全体で共有する中で、職員の意識変革を図っています。

この結果、当初は民生委員・児童委員とサロンボランティアとしか地域の接点がなかったチームも、幅広い地域住民と関係を築くことができるようになり、ケース記録に地域住民の名前や地域福祉活動があがるようになってきました。また、地区担当ワーカーが専門職と住民をつなぎ、話し合いを重ねた結果、専門職をはじめとする多様な主体の協働で、集い場が生まれたりしています。

現在は、社協外の他法人職員とも連携・協働し、地域生活や住民活動を支える取組みを始めています。既に市内の各地域包括支援センターについては、職員が小学校区ごとのエリア担当を持ち、校区チームとの連携体制をつくっています。

■地域に入り暮らしぶりを知ることから（養父市）

養父市社協は、2016年度より、地域担当職員とヘルパーやデイサービス等の介護職員、ケアマネジャーという3職種と一緒に地域に入り、住民の暮らしに寄り添う取組みをはじめています。

具体的には、旧小学校区19地区で各3回、年53回開催される「地区福祉委員会」に3職種がチームで出向き、住民との対話を通じて、サービス利用者の地域での暮らしぶりや利用者以外の住民ニーズを把握しています。

▼ケアマネジャーやヘルパーも参加する「地区福祉委員会」



取組みを進めるために、市社協介護福祉課と地域福祉課の管理職が、地域に入る意図や職員の関わりについて打合せをおこないます。「地区福祉委員会」では、「地域見える化シート（地域カルテ）づくり」や「助けあい活動の計画化」など、年度によって話し合うテーマを決めています。こうした蓄積を、関わる職員全員が理解した上で、委員会の運営を支援します。

地域に入り住民の声を聴くことによって、少しずつ地域をみる眼が養われています。利用者と地域のつながりを意識し、ゴミ出しを手伝っている住民に声をかけたり、利用者とサロンをつなげたりといったこともみられています。

官民協働による地域福祉ネットワークの形成

－共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化－

基本的な考え方

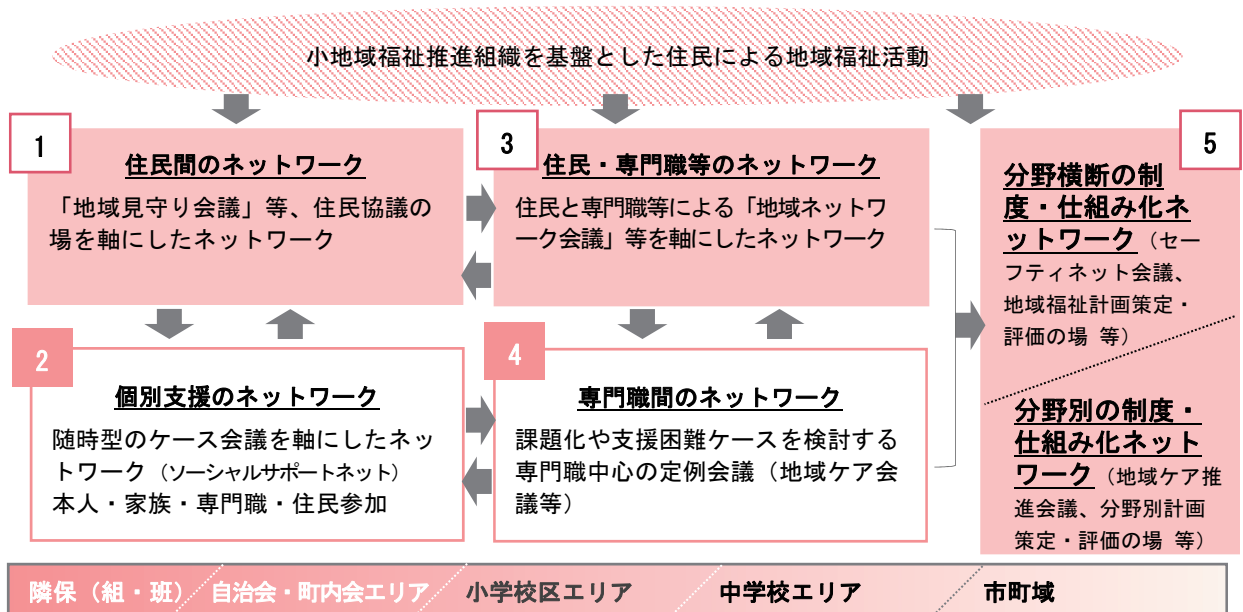
1 地域福祉ネットワークとその機能

「共生のまちづくり」と「包括的な相談支援体制」の最大のポイントは、地域福祉ネットワークです。地域福祉ネットワークとは、個別支援だけでなく、まちづくりを促進するための小地域を起点とした重層的なネットワークです。地域包括ケアシステムが、「高齢者中心・専門職主導」で運営される傾向であるのに対し、地域福祉ネットワークは、生活課題全般に対応できるよう、住民がつくるネットワークに専門職等が入り、協働することで形成されます。

地域福祉ネットワークは、圏域ごとに5つのネットワークで構成されます(図表5)。1つ目は、住民に身近な地域につくる住民間ネットワークです。これは、暮らしの中で住民が気づいたことを話し合い、解決するネットワークです。県内では、「地域見守り会議」や「支え合い会議」

等の名称で、ネットワークを促進する場を社協が支援する市町が約半数あります。2つ目は、個別支援のための小地域での住民・専門職等のネットワークです。3つ目が、地域課題を話し合っ解決したり、様々な地域福祉活動を進めたりするための、おおよそ小学校区エリアでのネットワークです。4つ目が、おおよそ中学校区エリアでの専門職間のネットワークで、5つ目が、市町域における事業化・仕組み化のためのネットワークです。高齢分野では地域ケア推進会議、障害分野では地域自立支援協議会、児童分野では要保護児童対策地域協議会などです。分野横断の場として、「生活困窮者自立支援推進協議会」や「セーフティネット会議」等を設ける自治体もあります。

▼図表5 地域福祉ネットワークの構成－5つのネットワーク－



藤井博志氏作成の図を一部加工

■ 地域福祉ネットワークづくりの3つのポイント

1. 社会的孤立を生まない地域づくりのためのネットワークへ
2. 多様な主体が協働するネットワークへ
3. 生活支援体制整備事業における協議体づくりと連動したネットワークへ

共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化に向け、従来からの小地域福祉活動を基盤とした地域福祉のネットワークを、次の3つの観点からさらに強化しましょう。

1 つ目は、**地域で孤立しがちな住民を見逃さず、孤立を生まない地域づくりにつなげる**ことです。このためには、住民が気にかけてつても関わりにまで至っていない、あるいは様々な生きづらさを抱えている人・世帯のことを見過ごさないネットワークがあるか、またそうした人々がつながりの中で自分らしさを発揮できるネットワークがあるかを点検する必要があります。

2 つ目は、**共生のまちづくりに向け、地域福祉活動者と福祉専門職だけでなく、多様な主体**

が協働するネットワークを拡げることです。まちづくりにつなげるためには、これまで以上に多様な主体との関係づくりが不可欠です。

3 つ目は、**介護保険制度における生活支援体制整備事業における協議体づくりをネットワークと連動させる**ことです。

こうしたネットワークは着手してすぐに形成されるものではありません。国の社会福祉関連の各種制度改革が 2025 年を見据え進められる中、社協としては地域住民をはじめ、関係者・行政等と協議する場づくりを通して地域福祉ネットワークの実体をつくっていきましょう。

【解説】「地域見守り会議」と「地域ネットワーク会議」

「地域見守り会議」とは、住民が見守りや暮らしの中で気づいたことを共有し、話し合う場です。地域によって、「支え合い会議」などの名称で進められたり、既存の様々な集いや会議の中で話し合われたりすることもあります。いずれにしても、集落や隣保（組・班）、自治会域など、暮らしの延長線で住民同士が集まれるエリアでの話し合いが基本です。県内では 20 市町で取組まれています（2017 年度時点）。

「地域ネットワーク会議」とは、住民と専門職が同じテーブルで地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場です。「地域見守り会議」が身近な地域の状況や個別の課題が共有される場であるのに対し、小学校区域等の地域課題や生活支援など、やや広域で取り組む活動課題が話し合われます。

この 2 つの場は、都市部では分けてつくられることが多いのですが、郡部では同一の場合もあります。いずれにしても重要なのは、住民が暮らしのことを共有できる小さなエリアでの話し合いの場を把握し、支えることです。

重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援

重層的なエリアとは

住民の歩みに合わせて、5つのネットワーク（P.17 図表5）を各市町で構想し、つくります。

市町によっては5層ではなく4層、3層になるところもあるかもしれません。また、同じ市町内でも地域によってネットワークのエリアや作り方が異なるかもしれません。たとえば、自治会・集落エリアでのネットワークが住民の共同性を高め、様々な課題解決が図られる地域もあれば、もう少し広域でネットワークづくりを働きかけることが有効な地域もあります。

いずれにしても、5つのネットワークで最も

重要なのが、住民の生活感覚に根差した小地域での住民間ネットワークです。小地域の住民間ネットワークが活発になれば、それぞれの圏域のネットワークづくりも進みます。

このためには、サロンなどの交流活動や見守りだけでなく、小地域での住民協議の場とその運営が重要です。また、運営に際しては生活・福祉課題の解決だけでなく、「こんな地域にしたい」という住民の願いを共有し、意欲が高まる働きかけをおこなうことが重要です。

社協の取組み事項

地域福祉ネットワークが、どこでどのように形成されているのか、現状を把握・分析しましょう。現状分析に際しては、図表5もしくは現行の地域福祉推進計画に地域ケアシステム図を掲載している場合は、その図をもとに点検するとよいでしょう。地域福祉ネットワーク図を地域福祉推進計画に反映させ、計画的にネットワーク促進を進めます。

介護保険制度における生活支援体制整備事業における協議体も、基本となるのは住民間ネットワークをつくる話し合いの場です。協議体を

地域福祉ネットワークに位置づけ、地域福祉推進計画だけでなく行政の地域福祉計画と介護保険事業計画に位置づけるよう、行政と協議しましょう。

従来の小地域福祉推進組織を核にした住民ネットワークだけでなく、当事者やボランティアな活動者、福祉分野以外の関係者など、幅広い人・組織が共生のまちづくりに向けて力を合わせるためのネットワークづくりに留意しましょう。

☑チェックポイント

1. 地域福祉ネットワークを地域福祉推進計画に位置づけていますか。
2. 地域福祉ネットワークの構想を、地域福祉計画や介護保険事業計画の生活支援体制整備圏域と整合性をとるために、行政や地域包括支援センター等の関係者と協議していますか。
3. 見守り・支え合いを促進する住民ネットワークの場として、「地域見守り会議」等の小地域での協議の場づくりを推進・支援していますか（P.18 解説参照）。
4. 住民・福祉専門職・関係者等が協働して生活・福祉課題を話し合い、解決する場として、「地域ネットワーク会議」等の協議の場づくりを推進・支援していますか（P.18 解説参照）。
5. 課題の解決に向け、市町域の幅広い関係者によるネットワークの場を社協がつくったり、参画したりしていますか。（例：商工・企業関係者と協働した障害者・生活困窮者就労支援のネットワーク、医療・司法・行政関係者と協働した権利擁護支援のネットワーク等）

■ 社協組織全体で推進する圏域別ネットワーク（南あわじ市）

南あわじ市社協は、一人ひとりの生活を支える重層的なネットワークづくりを、2期にわたって地域福祉推進計画の重点に位置づけています。

この具体化に向け、住民にもっとも身近な地域（自治会域）で「はなす会」と「支えあい防災マップ」を推進しています。また、おおむね小学校区の市民交流センターエリアでは「地区福祉連絡会」づくりを進めることとしています。ただ、この考え方を一律にすべての地域にあてはめるのではなく、いくつかの自治会が集まる方が住民になじみがある、もしくは隣保単位の方が話しやすい等の場合を見極めて、地域への働きかけをおこなっています。

「はなす会」は、様々な立場の住民が、地域で気になる人のことや地域課題を話し合う場です。話し合いを通して、住民アンケート調査によるニーズ把握をした地域や、災害を切り口に検討をはじめた地域など、地域によって様々な動きが生まれてきています。3年前から「はなす会」を開いている沼島では、社会福祉施設の協力も得て、住民による移送サービスが今春からはじまります。

地域組織化に向けたこうした動きの背景には、市社協組織を挙げての協議と地域への働きかけがあります。市社協では、毎月の理事会と支部運営委員会において重層的なネットワークづくり、特に小地域福祉活動の推進について、その必要性や進め方の協議を重ねてきました。その上で、理事や支部運営委員と市社協職員が共に地域への働きかけを行っています。

子どもも参加する「支えあい防災マップ」づくり
（南あわじ市山添地区）



移送問題を話し合う（南あわじ市沼島）

**■ 福祉・医療・保健・司法の権利擁護ネットワークによる支援（三田市）**

三田市社協は、2017年度から権利擁護・成年後見支援センターが呼びかけた市内の福祉・医療・保健・司法、行政等で構成される「権利擁護実務者会議」を運営しています。これは、決まったメンバーによる協議体ではなく、幅広い実務者が寄れるプラットフォームです。ここでは、それぞれが抱える支援困難ケースを持ち寄り、課題解決策が話し合われています。

集まるメンバーは、市内の社会福祉施設・事業所の職員やケアマネジャー、障害の相談支援専門員、高齢者支援センター・地域包括支援センター、司法書士、行政の福祉部局とそれ以外の市収納対策課やこども支援課の職員など、幅広い領域の専門職と行政職員です。

同会議の設置に向けて、実務者数名で複合多問題ケースを協働で支援していくための方法を検討し、試行的に事例検討会を行いました。分野を超えた実務者が集まり、顔の見える関係ができることで、新たな支援につながっています。

地域福祉を進める福祉専門職の育成

福祉専門職の役割

「共生のまちづくり」の主体は地域住民だけではありません。福祉専門職も「共生のまちづくり」を担う主体です。これからは、あらゆる福祉専門職が、地域福祉を進める専門職としての役割を果たすことが求められます。

地域福祉とは、生活の場で暮らし続けるための支援（地域生活支援）とそれが可能になる地域づくり支援（地域支援）の一体的な推進です。福祉専門職が、当事者・地域住民、多職種と協

働し、図表 5 (P.17) の各層のネットワークをつなぐ役割を果たすことで、地域生活支援と地域支援が一体的に推進されます。

福祉専門職は、大別して「個別支援に軸足を置くワーカー（地域生活支援ワーカー）」と「地域づくり支援に軸足を置くワーカー（コミュニティワーカー）」に分かれます。双方のワーカーは軸足こそ違えども、ともに権利擁護の理念に基づく社会福祉の専門職です。

社協の取組み事項

福祉専門職が地域福祉の担い手となる上での社協の取組みは 3 つあります。1 つ目は、**社協組織内の多職種連携による地域生活支援**です。これらの点は、「推進方策 3」で解説します。

2 つ目は、**自組織以外の福祉専門職にも働きかけて地域福祉の共通基盤をつくる**ことです。特に、地域住民との協働の視点を共有し、課題

解決の力量を住民も専門職も相互に高め合うための学習の場を、福祉専門職の各種連絡会と協働して取り組みましょう。

3 つ目は、**福祉専門職が地域リーダー・活動者等と出会い、協働できるための支援**です。合同の学習会や支援ケースに応じたコーディネートの役割が社協に求められています。

【解説】地域生活支援ワーカー、コミュニティワーカーとは

地域生活支援ワーカーは、主には個別的ニーズを受け止め、当事者の地域での関係性を大切にしながら暮らしを支える役割をもちます。職種でいえば、ケアワーカーやケアマネジャー、地域包括支援センター職員、障害（児）者の相談支援事業所の相談員等が含まれます。

社会福祉分野におけるコミュニティワーカーの役割は、主には地域の生活・福祉課題の解決に向けた社会資源の開発と地域変革の働きかけです。社協の地域担当職員の他、介護保険制度上の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）もコミュニティワーカーに属します。

☑チェックポイント

1. 福祉専門職間のネットワークの場に社協として積極的に参画していますか。（例：地域ケア会議、事業者連絡会、障害者自立支援協議会や社会福祉法人連絡協議会の実務者間のネットワーク等）
2. 福祉専門職と地域住民の協働による当事者の地域生活支援を、社協職員が率先してコーディネートをしていますか。
3. 当事者の地域生活支援や地域づくりに必要なネットワークを、福祉専門職や関係機関に働きかけてつくっていますか。
4. 多職種の福祉専門職が地域福祉を学び合うための事業・活動を実施していますか。
5. 多職種の福祉専門職と地域住民が地域福祉を学び合うための事業・活動を実施していますか。

■地域住民と福祉専門職等が協働した地域生活支援（尼崎市）

尼崎市社協では、市内6支部に各2名配置しているコミュニティワーカーの地域福祉活動専門員（以下、専門員）が中心となり、生活・福祉課題の解決に向けて様々な機関・人とのネットワークづくりを進めています。

これまで専門員が地域住民と信頼関係を築きつつ、地域ケア会議や障害者自立支援協議会などの福祉専門職間ネットワークの場に積極的に参画してきたこと、そして生活支援体制整備事業における2層協議体での協議の積み重ねの結果、福祉施設や行政からの相談が増え、地域住民と協働した生活支援につながっています。また、個人・世帯を支えるネットワークだけでなく、地域づくりのためのネットワークが、各地域でつくられています。こうした取組みは「地域福祉活動専門員のあゆみ」として毎年まとめられ、発信されています。

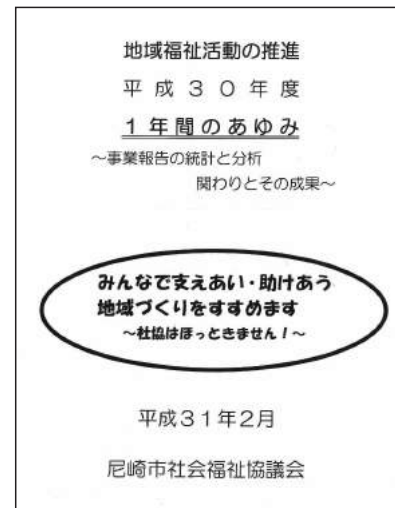
【地域生活支援・ネットワーク事例】

事例1：障害福祉事業所から知的障害をもつ利用者の余暇の過ごし方について社協に相談があった。専門員が本人と地域活動者の関係を丁寧につなぎ、住民により運営される地域食堂の利用につながった。

事例2：専門員が子ども食堂に来る子どもから生活状況を把握し、スクールソーシャルワーカーや生活困窮者自立支援事業の相談員、子ども食堂の代表者らによる支援会議を開催。世帯全員と関係を築き、生活福祉資金を含めたサービス利用と生活の安定を支援している。

事例3：コープこうべ、NPO、福祉施設、社協、行政等が連携して「園田地区子育て支援連絡会」をつくり、子ども食堂や子どもの居場所づくりを含めた幅広い活動を展開。

地域福祉活動専門員のあゆみ



■多職種の福祉専門職が地域福祉を学び合う機会づくり（宝塚市）

宝塚市社協では、2017年度より「専門職向け地域福祉研修」を開催しています。目的は、本人の暮らしを地域住民と共に支えるための福祉に関わる多職種の理解促進と専門職間ネットワークづくりです。同研修は、地域福祉推進計画においても「地域福祉を支える人づくり」として位置づけ、継続的に実施していくことになっています。

きっかけは、市社協が市内の相談支援職に実施したアンケート調査でした。調査の結果、9割の相談支援職が地域との連携を求めていることが分かりました。そこで、県社協の「地域福祉研修」(※)を受講した福祉専門職に声をかけ、地域福祉を学ぶ研修を一緒に企画・運営しました。

2018年度の研修には、市内の保育、障害、高齢分野の施設・事業所から約40名が参加。ワークショップでは、地域と自身の関係を振り返り、地域福祉の基本を学びました。

市社協では、単なる学習機会の提供にとどまらず、実際の業務の中で地域住民と関係を築き、協働した生活支援につなげることを目指しています。

※「地域福祉研修」は、県社協が2015年度から開催している研修で、多職種の福祉専門職が地域福祉を学ぶことを目的としています。この研修は、各市町単位で実施されることでより高い効果が得られます。研修実施を検討される市町社協には、個別に県社協が企画・運営の方法、研修テキストの無償提供について相談に応じます。連絡先：兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部（TEL:078-242-4634）

社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり

社会資源と開発

社会資源とは、人の尊厳保持と社会的ニーズに対応するあらゆるものです。物的な資源や事業・サービスだけでなく、人的資源や情報・知識、つながり・社会関係を含みます。

社会資源の「開発」とは、新しい事業をつくることだけではありません。既にある資源を把握し、生かすことも資源開発です。また、既存事業を柔軟に運用したり、改善したりすることも資源開発です。

資源を把握し、生かすために必要なのがネットワークです。特に、地域住民はそこに暮らしていない専門職が知らない資源を知っています。一方で、それらの資源が日常に溶け込んだ営みであるがために、住民がその資源の意味(価値)に気づかないこともあります。専門職が住民の

暮らしの場に入り、住民・専門職等のネットワークをつくって、共に地域の資源を共有することが、資源開発の第一歩です。

課題によっては、生活協同組合や福祉以外の様々な事業所・企業やNPO等も加わったネットワークをつくることによって、解決に必要な資源が生み出されます。課題に関心をもつ人・組織によるプロジェクト型のネットワークを組むことも有効です。

なお、自治体域を対象とした事業化や仕組みの開発は、官民協働で進めます(P.17図表5)。特に、地域から孤立しがちな当事者の生活支援や社会参加のための資源開発には、市町域での事業化・仕組み化のための場が必要です。

社協の取組み事項

課題を話し合うだけでなく、地域の強みを住民が発見したり共有したりすることを支援しましょう。

分野を横断する課題や単独の組織で解決できない生活・福祉課題について、まずは関係者が話し合い、課題を共有するための場づくりを積

極的に働きかけましょう。

市町域の課題化と資源開発を検討するための仕組みを、社会福祉法上の包括的な支援体制の一環として地域福祉計画に位置づけるための協議を、行政と進めましょう。

☑チェックポイント

1. 課題だけでなく、地域の強みを含めた資源を地域住民が把握・共有する取組みを社協が支援していますか。
2. 自治体内において、地域の生活・福祉課題を整理し、対応を検討する場としてどのような会議体(話し合いの場)があるのか、把握していますか。
3. 災害対応や見守り活動等において、行政や社会福祉施設、生活協同組合やNPO、事業所・企業などと連携していますか。
4. 既存の資源だけで解決できない生活・福祉課題に対し、当事者・地域住民、関係者が集まって解決に向けて動くプロジェクトづくりを社協が働きかけたり、参画したりしていますか。
5. 市町域の課題化と資源開発を検討するための仕組みについて行政と協議を進めていますか。

■地域の“お宝”を住民と共有（明石市）

明石市社協では、日常の中で自然におこなわれている住民の支え合いを“お宝”として、生活支援コーディネーター等が住民とともに発見し、それを地域で共有する取組みを進めています。きっかけは、2017年度に実施した支え合いをテーマにした連続研修でした。研修で見えてきた「見守りとは言わない見守り活動」を生活支援コーディネーターが丹念に取材し、事例集としてまとめました。事例集には漁港での男性のたまり場や夜の将棋大会、“田んぼ端会議”など、思わず立ち寄りたくなる住民の多彩な見守り・集い場が紹介されています。

2018年度は、生活支援コーディネーターが地域に足を運んで事例集の配付・普及を図っています。それらの動きとあわせ、2018年4月に開設した6か所の地域総合支援センターを核として28小学校区を網の目のようにボランティア、民生児童委員、地区社協等をつなぎながら、各校区のまちなかゾーン会議や小さな話し合いの場で地域の課題と宝物をさがしています。

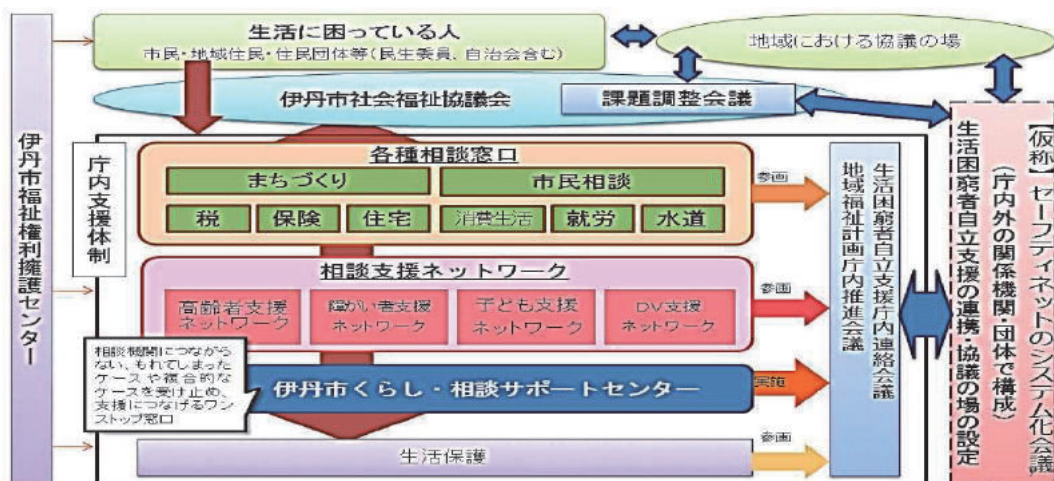
■協働で“生かして” “つくる” 社会資源（伊丹市）

伊丹市社協では、既存の制度・サービスや一組織だけでは解決が難しい課題に対し、協働して解決を図るためのネットワークづくりを積極的に進めています。

桜台小学校区では、子どもや一人暮らし高齢者の「孤食」という課題と、老人福祉センターの夜間活用について、市社協コミュニティワーカーの呼びかけで、地区コミュニティ協議会や教育委員会のスクールソーシャルワーカーや、行政の生活困窮者自立支援担当職員、児童担当職員等による実行委員会を組織し、協議・検討した結果、地域食堂の開設に至りました。

また、生活困窮者自立支援事業を通じて、引きこもりについて悩みをもつ家族が多いことが浮き彫りになったことから、行政のこども若者企画課等と協働し、「ひきこもり家族のつどい」を毎月開催しています。

一方、複雑で支援が困難な課題においては、ネットワークだけでは解決に至らない場合があります。たとえば、生活困窮者の住まいや就労の場づくり等です。このため、伊丹市では、地域福祉計画において、課題解決のための資源開発を検討する場として「セーフティネットのシステム化会議（仮称）」の設置を構想しています。



出典：伊丹市地域福祉計画（第2次改訂版 2017～2020）より

「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による 包括的な相談支援体制の構築

基本的な考え方

1 包括的な相談支援体制が目指すものと5つの支援

包括的な相談支援により実現されるのは、「地域自立生活」です。地域自立生活とは、何らかの生活のしづらさがあったとしても、本人が家族や地域社会とのつながりの中で認められ、自己実現をしながら暮らすことです。これは、専門職が当事者を一方的に支援するというものでなく、本人が周囲との関係の中で生きていく力を高め、その過程で地域も専門職も成長する「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」により実現されます。

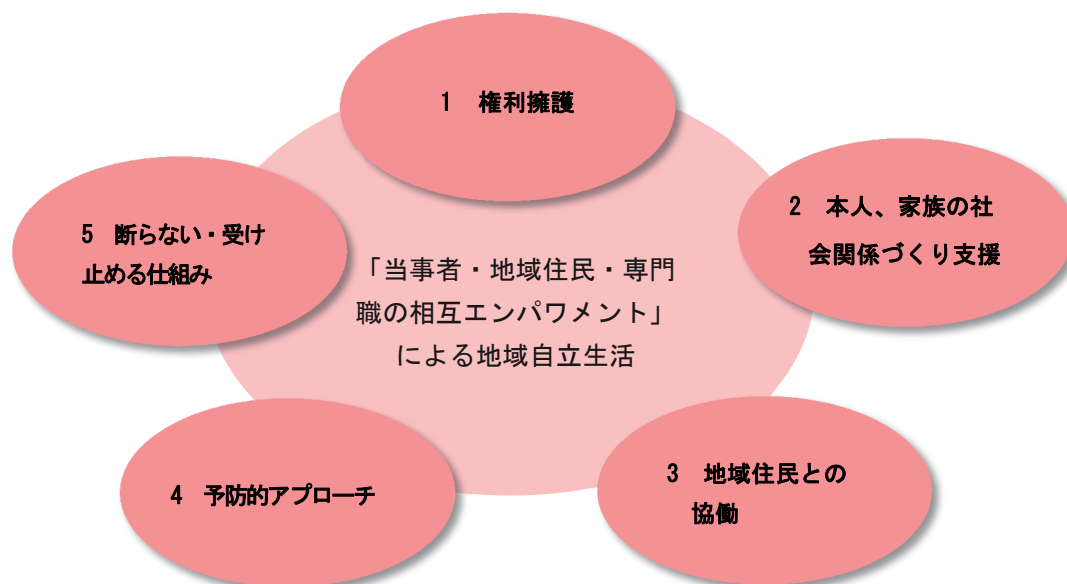
包括的な相談支援体制には、総合相談支援を構成する5つの視点が含まれます(図表6参照)。

1つ目は、権利擁護です。権利擁護とは、誰もが権利を行使しながら、自分らしく生きることの支援です。これは権利侵害からの保護・救済

だけでなく、本人の自己実現に向けた権利保障と権利開発、ソーシャルアクションまで含まれます。

2つ目は、本人と関係する家族をはじめとする社会関係づくりの支援です。3つ目は、地域住民との協働です。サービスが終結したとしても、継続する当事者の地域生活を支え続ける観点です。4つ目は、ニーズの早期発見・対応をはじめとする予防的アプローチです。これには、専門職のアウトリーチとともに、地域住民との協働が不可欠です。5つ目は、「断らない・受け止める仕組み」です。制度や事業要件に合わない場合であっても、まずは受け止めて関わりをつくるということです。これには、必要な社会資源の開発を伴います。

▼図表6 包括的な相談支援体制における5つの視点



包括的な相談支援体制を構成する4つの要素

これらの理念に基づく包括的な相談支援体制は、行政内にワンストップの総合相談窓口を設ければ対応できるというものではありません。もちろん、包括的な相談支援体制の第一義的な責任主体は行政にあります。それが機能するためには、地域と各社会福祉専門機関が、いったんはニーズを受け止めるという意味でのワンストップ機能を持ちつつ、それらをつなげるネットワークを官民協働で形成していくことが必要です。

このために自治体内で整備する仕組みは、4種類あります（図表7参照）。

1つ目は、地域福祉ネットワークです。2つ目

が庁内・社協組織内連携、3つ目が社会福祉法人間連携、4つ目が権利擁護支援の仕組みです。1つ目の地域福祉ネットワークは、共生のまちづくりと包括的な相談支援体制を進める方法として、推進方策2で解説しました。2～4は、いずれも地域福祉ネットワークを下支えするもので、ネットワークづくりを働きかけ、課題対応を進めるための仕組みです。

これらすべてを一気に構築するのは、現実的ではないでしょう。まずは、各自治体内の支援の現状と仕組みを関係者と点検し、計画を立てた上で、数年間かけてつくっていきましょう。

問題解決（出口）づくりのための2つの仕組み—連携による相談支援と資源開発—

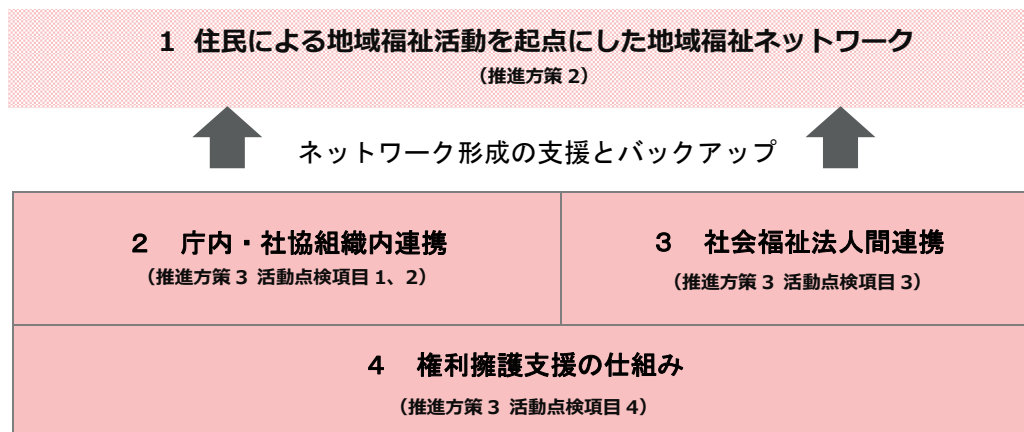
支援体制を点検する際のポイントが、①連携による相談支援と②資源開発、この2つの仕組みです。行き場のない問題が解決に向かうための『出口』をつくるということです。出口づくりの有効な方法が、地域福祉ネットワークや庁内・社協組織内連携、社会福祉法人間連携などの連携による支援です。

もう一つの『出口』が、ネットワークの力を生かした資源開発です。まずは、相談そのもの

が生活障害を抱える当事者にとって大きな資源であるという認識は非常に重要です。出口となる問題解決策や社会資源がすぐに出てこなくても、相談を通して課題をいったん受け止め、当事者が関係をつくっていくことを支えること自体が支援です。

こうした見地に立ちつつ、これまで漏らしていたかもしれないニーズがキャッチできる仕組みを、官民協働でつくりましょう。

▼図表7 包括的な相談支援体制の構成要素



社協内の包括的な相談支援体制づくり－「丸ごと」受け止める社協組織づくり－

社協の取組み事項

組織内連携によって社協内に包括的な相談支援体制をつくる大前提は、社協の全職員が人の尊厳と人権尊重に基づく権利擁護を基盤とし、“ないものはつくる” 開発志向を共通認識として持つことです。

こうした共通認識づくりに向けた不断の働きかけの上で、「どんなニーズも断らない（いったん受け止める）」方針を掲げましょう。「断らない」組織体制とは、特定の部署・担当者が解決を図るという意味ではありません。社協の全職員が、制度上の対象要件に該当する・しないに関わらず、本人と一緒に考えることから逃げないということです。その上で、“ニーズは漏れている”（相談としてあがらないニーズが

ある）ことを前提に、あらゆる事業を通してニーズを把握し、対応することを目指します。

このためには、職員が把握したニーズを職場内で一緒に考えることのできる雰囲気づくりを含め、職場内のチームリーダー・管理職の役割が重要です。

また、職員が力をつけ、育つための仕組みも必要です。その方法の一つがスーパーバイズです。しかし、日本の福祉現場では、スーパーバイザーの配置は浸透していません。まずは、部門を超えて職員間でケース検討をおこなったり、業務課題を持ち寄る場を定例で設けたりして、職員間のグループスーパービジョンを促すことが実践的です。

【解説】組織内連携を進める3つの取組み

1. 地域生活支援（個別支援）ワーカーとコミュニティワーカーの共通基盤づくり

共通基盤とは、「地域住民と協働した地域生活支援（本人らしい暮らし支援）」と「地域づくり支援（コミュニティワーク）」です。職種を超えて気づきを出し合える場を定例で持ちましょう。他法人・事業所や地域住民リーダーを交えた学習・協議の場も有効です。

2. チーム形成に向けた組織としてのマネジメント体制づくり

担当職員だけで解決できない相談について、支援を検討するための調整部門（者）を明らかにするなど、随時にケース検討するための体制と方法を定めましょう。その上で、担当が受ける様々な相談を蓄積し、分析する場を設けましょう。

3. コミュニティワーカーと地域生活支援ワーカーによるエリアチームづくり

コミュニティワーカーと地域生活支援ワーカーが、地域住民を協働で支える体制を、まずは組織内でつくりましょう。次のステップが組織外の多職種とのチームづくりです（P.15）。

☑チェックポイント

1. 「どんなニーズも断らない（いったん受け止める）」ことを社協の方針としてしていますか。
2. 管理職間で、社協内の包括的な相談支援体制づくりに向けた現状分析と対応の話し合いをおこなっていますか。
3. 地域生活支援（個別支援）ワーカーとコミュニティワーカー（地域担当職員）が、互いの専門性を理解し、気づきを出し合える場を定例で設けていますか。
4. 担当事業・部局を超え、ケース検討を実施するための体制と方法が定まっていますか。
5. 地域生活支援（個別支援）ワーカーとコミュニティワーカー（地域担当職員）とが、一緒に地域住民の相談や課題を受け止め、それらの経過や結果を組織内で共有化していますか。

■ 社協組織内連携と総合相談支援体制づくり（伊丹市）

伊丹市社協は、2010年度以降、第5次社協発展計画に基づき、個別支援と地域支援を一体的におこなう体制を整えました。

まず体制づくりとしておこなったのは、相談部門と地域支援部門（ボランティア・市民活動センター含む）をまとめた「地域福祉推進室」の設置です。次に、地域福祉推進室を中心に、職種間の連携強化を図るために、職種混合の事例検討会を実施しました。しかし、それぞれの職種がもつ専門性の違いが連携の「壁」となり、事例検討はうまく運営できませんでした。

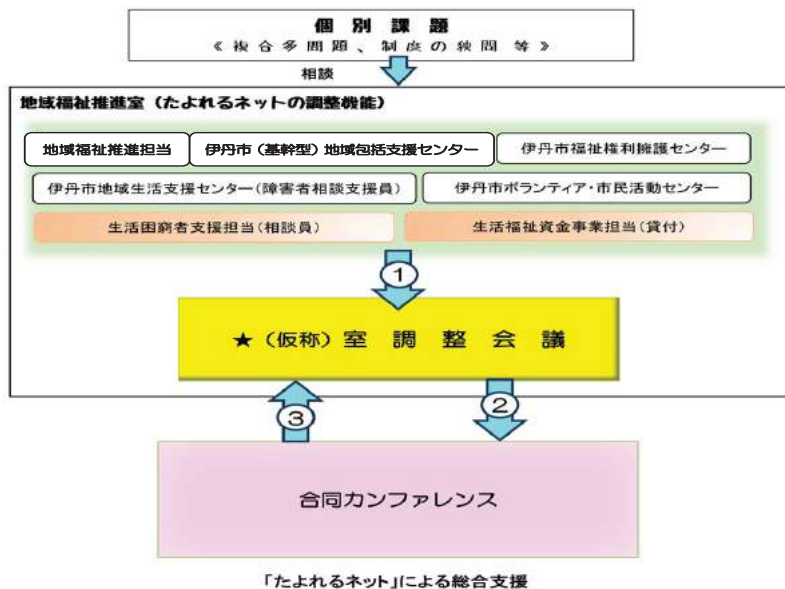
そこで、2014年度に外部からアドバイザーを招聘し、それぞれの専門職がもつ役割を相互に理解するワークショップを実施することから再スタートしました。月1回のペースで約半年間のワークショップによる話し合いをおこない、個別支援と地域支援のそれぞれの専門職間の共通基盤づくりに取り組みました。

丁寧な相互理解の場づくりが功を奏し、少しずつ職種間の連携に向けた素地ができた段階で、組織内連携のさらなる仕組みづくりに着手しました。2015年度から「課題調整会議」を設置し、個別案件の事例検討と、検討を通してみえてきた市社協として取り組むべき課題への対応を検討しています。

こうした取組みを通して、支援を要する人を地域住民と専門職が協働で支えることにつながっています。たとえば、不安が強まってひっきりなしに電話をかける、一人暮らしの認知症高齢者Aさんへの関わりについて、事例検討で話し合われたことをきっかけに、地域包括支援センターとコミュニティワーカー、地区ボランティアセンター（※）の協働によるAさんへの支援がはじまりました。地区ボランティアセンターのボランティアにより、Aさんへの友愛電話をはじめ、Aさんが後にサービス付高齢者住宅に転居した後も、自宅に戻ればAさんを気遣って電話や訪問をおこなっています。Aさんへの支援がきっかけとなり、この地域ではボランティアが地域ケア会議に参画するようになりました。

※伊丹市内には、地区社協が運営する地区ボランティアセンターが市内11か所に設置されています（2018年現在）。

伊丹市社協組織内連携の仕組み



※ ① 社協としての支援方針の検討と役割分担の明確化。
 ② ケースによる合同カンファレンスの調整。
 たよれるネットによる総合支援の方針決定。
 ③ 経過報告、モニタリング。

生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化

生活困窮者支援と社協活動の関係

生活困窮者自立支援法は、深刻化する社会的孤立を背景として整備された法律です。制度の狭間にある全世代の課題に対応するという意味で、包括的な相談支援体制の中核になる制度といっても過言ではありません。**社協は、生活困窮者自立支援法に基づく事業受託の有無に関わらず、社会的孤立への対応として、積極的に生活困窮者支援に関与する必要があります。**

生活福祉資金貸付事業と日常生活自立支援事業は、表出された課題解決のための「介入の糸口」です。両事業をきっかけに生活全体をみた支援を開始するとともに、ニーズを地域福祉ネットワークで解決を図る、すなわち「出口」を開発することも社協に求められる役割です。

社協の取組み事項

生活福祉資金貸付事業と日常生活自立支援事業は、社協における包括的な相談支援の重要な支援資源として捉えることが重要です。

生活福祉資金貸付事業は経済的な困窮を中心としたニーズについて、生活困窮者自立支援との重なりがあります。「お金を貸して欲しい」という相談の奥にある生活課題を把握し、困窮状態の一時的な回避にとどまらない根本的な課題解決を進める上で、貸付できないニーズも漏らさず生活困窮者自立支援と積極的に連携した支援を進めましょう。

また、日常生活自立支援事業は生活困窮者自立相談と同様に対象を幅広く捉えることができる事業です。社協が同事業を実施することの意

義は、単なる金銭管理ではなく、事業利用の前段階で本人の力や課題を見極めて関係機関と連携した見守り・支援につなげたり、支援の仕組みをつくったりすることです。事業を通して蓄積してきたことを、生活困窮者自立支援の体制づくりに生かす働きかけをしていきましょう。

なお、本人の意思決定の権利を奪わないためにも、日常生活自立支援事業の利用者を成年後見制度につなげる上では十分なアセスメントと連携が重要です。また、家計改善支援事業との関連では、日常生活自立支援事業の相談を通して家計改善支援事業の必要性を把握し、事業充実や実施への働きかけをおこないきましょう。

 チェックポイント

1. 生活困窮者支援における生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業の役割や位置づけを組織内で協議していますか。
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業を含めた相談支援において、事業要件に該当するか否かではなく、課題の根本解決に向け、他機関の相談支援機関との連携のもと支援できていますか。
3. 自立相談支援事業の受託の有無に関わらず、自治体域における生活困窮ニーズについて、自治体と支援の見立てや方向性が共有できる連携の場が設定できていますか。
4. 地域福祉推進計画に、生活困窮者支援における社協の取組みを位置づけていますか。
5. 相談者の状況に合わせた多様な社会資源の開発について、地域住民・ボランティア、社会福祉法人・事業所、生活協同組合、企業や商工会、教育機関などの幅広い関係機関と検討する場を呼びかける、あるいはそうした場に参画していますか。

■総合相談支援による「生活する権利」を支える活動（淡路市）

淡路市社協では、地域福祉推進計画の総合推進目標に「制度の狭間や漏れやすい課題に対して総合的な相談支援づくりを進め、『生活する権利』を支える」と掲げています。社協が総合相談支援として実施する各種事業や制度は、制度の狭間や漏れやすい課題を逃さない支援ツールとして捉え、生活福祉資金や日常生活自立支援事業、障害者支援事業、介護保険事業等を「話しあう」「すすめる」「ささえる」の3つの視点で整理しています。

その上で、市社協の各地域支えあいセンター（支部）に総合相談窓口として「すまいるネット」を開設し、生活困窮者や権利擁護支援などの相談はもちろん、日常生活上の困りごとなど、従来であれば旧町役場が受けてきたような相談を受けています。どんな相談でも社協がいったん受け止め、関係機関に結びつけながら課題解決につながるよう業務を進めています。

総合相談窓口には「金銭管理に不安があるため日常生活自立支援事業を利用したい」といったケアマネジャー等の支援者からの相談も入ります。社協専門員が、事業の利用が妥当かどうかを見極めると、課題は金銭管理ではなく「出金に行くことが難しい」という移動の問題であることもあります。利用者にとって本当に制度利用が必要か、制度利用が「その人の権利や地域の支えあいを奪わないか」という視点を大切にしながら、他の支援者と連携した権利擁護支援をおこなっています。

このように淡路市社協では、総合相談支援を基盤として、課題の根本解決を目指すためのニーズキャッチを意識しながら支援を展開しています。地域で当たり前暮らし続けるためには、制度や事業だけでなく、行政や他の支援者、地域住民と力を合わせつつ、出口を模索し続けることが重要であるといえます。

■総合的な相談支援体制による連携（たつの市）

たつの市社協では、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業の相談を受ける中で、事業を利用した後も生活に何らかの課題を抱える世帯が見受けられることについて問題意識をもっています。このため、社協事業だけでは解決できない複合的な生活課題について、日常的に行政や他の関係機関に相談し、支援方法を検討しています。

こうした日常的な連携・協働により、定期的な会議の場を設けずとも、その都度相談ニーズ以外の生活課題についても共有しながら一緒に支援することができ、各関係機関から見える支援への取組みが可能となりました。

現在は生活困窮ニーズに関する相談があった場合、社協窓口でのアセスメントに加え、必要に応じて市地域福祉課（自立相談支援事業窓口）や福祉に関する様々な困りごとをワンストップで受け止める地域包括支援課（ふくし総合相談窓口）に出向き、一緒に面談に立ち会い、支援の見立てに関わっています。

複合的な課題への対応は、①各関係機関と気軽に相談できる関係性、②個別ケースへの支援方法を検討する支援調整会議（行政主催）、③各相談支援機関の業務内容の共有や支援内容の検討を行う相談支援包括化推進会議（行政主催）といった、関係者間の顔の見える関係がポイントとなっています。それぞれの役割を理解しつつ情報の共有をおこない、関係者間のネットワークが有機的に機能されるためには、気軽に相談し合える関係性が大切です。

社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」とは

社会福祉法人の専門性を生かした地域公益活動を促進するために、各市町域において社会福祉法人連絡協議会（通称「ほっとかへんネット」）の組織化が進められています。

社会福祉法人連絡協議会が目指すのは、地域から孤立する深刻な課題に対応しうる地域のセーフティネットづくりです。

この仕組みは、社会福祉法人施設の利用者への支援と全く無関係な取組みではありません。

むしろ、利用者や家族が、地域から孤立することなく、一人の住民として地域とつながるという意味での“施設の地域化”こそ、孤立をつくらぬ地域づくりに必要な取組みです。

利用者の地域生活支援と、社会的孤立・排除といった課題を予防するための地域への働きかけを一体的に捉えて進めることが「地域における公益的な取組」です。

【解説】地域のセーフティネットづくりを目指す社会福祉法人連絡協議会の取組み

1. 利用者やその家族が、「地域の住民」として地域で当たり前の暮らしを送るための取組み
例：利用者が暮らしていた地域での活動への参加支援、施設と周辺地域住民と一緒に企画・運営するイベントや地域福祉活動の実施、地域生活支援に向けた法人間連携による職員育成 等
2. 既存の制度・サービスだけでは解決できない生活・福祉課題への対応
例：引きこもり者・生活困窮者の中間就労の場づくりや生活支援、居住支援 等
3. 地域住民の困りごとが大きな福祉課題になる手前に働きかける取組み
例：対象を限定しない相談支援の実施、地域の居場所づくりの協働運営 等

社協の取組み事項

社会福祉施設の利用者も、地域住民として包摂される地域づくりを進めるために、利用者が施設近隣の地域住民と関係を築き、地域に溶け込んで暮らすことを支援しましょう。

そのための社協の役割は、大きくは2つあります。1つ目は、コーディネート役です。単に社会福祉施設の持つ資源を地域に提供するという方法では、ともすれば地域のもつ力や主体性を奪うことにもつながりかねません。法人と利用

者、地域のそれぞれのニーズを把握した上で、法人と地域との協議の場を設け、コーディネートすることが求められます。これには、利用者を受け止める地域への働きかけも含まれます。

2つ目は、市町域全体で「地域における公益的な取組」を広げ、推進するための組織間ネットワークづくりです。具体的には社会福祉法人連絡協議会の組織化と運営の支援です。

☑チェックポイント

1. 施設利用者の地域参加を、社協が支援することを地域福祉推進計画に位置づけていますか。
2. 地域活動に施設の利用者が参加できるための働きかけを、地域におこなっていますか。
3. 管内の社会福祉法人の実務者（職員）間で、利用者の地域参加をはじめとした地域のセーフティネットづくりについて話し合ったり学習したりしていますか。
4. 管内の社会福祉法人の代表者が、連絡協議会の活動方針について話し合う場づくりを、働きかけていますか。
5. 管内の社会福祉法人の社協組織への参画の仕組み（例：会員規程への位置づけ、理事会・評議員会、部会等への参画）を設けていますか。

！ 取組みのヒント

チェックポイント1、2

■障害当事者の地域参加支援（西宮市）

西宮市社協では、これまでの地域福祉推進計画に、当事者による「地域社会参加事業」や「当事者と地域をつなぐ取組み」を位置づけ、取組みを進めてきました。

具体的には、重度の障害者の地域生活拠点「青葉園」に通う障害当事者による地区社協活動への参加や交流、障害のある人・家族と地域活動者の地区懇談会、障害者スポーツ「ボッチャ」の地域での普及などを実施してきました。

当事者と地域住民が出会い、相互理解を深めることで、障害のある人もない人も共に生きる人として、地域で役割をもって活動できる機会と場がつくられてきています。

障害者と地域住民のものづくり教室



障害者スポーツ「ボッチャ」で交流



チェックポイント3、4

■住民との協議・協働による社会福祉法人施設の地域参加（小野市）

小野市社協では、住民が地域課題を話し合う場に社会福祉法人施設が参加し、住民と協働した取組みを進めることの支援をおこなっています。

具体的には、地区の福祉推進委員会が主催する「ひとり暮らし高齢者を励ます会」や、生活支援体制整備事業として進めている各地区の協議体“よりそい協議会”が主催する買い物バスツアーへの協働・参画がはじまっています。単に施設が地域住民のできない部分に協力するという関わりではなく、施設職員が住民と話し合う中で、地域のニーズに気づき、協働する関係づくりを市社協が支えています。

2017年度に立ち上がった「小野市社会福祉法人連絡協議会—ほっとかへんネットおの—」には、市内20法人が参画しています。今後も各地区のニーズに沿った施設の地域参加を支援するとともに、生活協同組合や事業所、学校などの多様な主体の地域参加を働きかけていきます。

地域住民と施設職員が地域のこれからの協議



チェックポイント5

【解説】社会福祉協議会への社会福祉事業者の過半数参加

社会福祉協議会は、社会福祉事業の総合的な組織として、また種別社会福祉の課題を解決するための協議と連絡調整を担う組織として設立された経緯があります。このため、社会福祉法においても、社協は「区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする」（法第109条）という規定が保持されています。

つまり、その成り立ちと法律上の規定からみて、社会福祉法人は社協組織の構成員であり、地域福祉の推進に向けてそうした法人間の連携と調整を図ることは、社協の本来的な役割と言えます。

このため兵庫県社協では、会員規程に「社会福祉を目的とする事業を経営する非営利の社会福祉施設、社会福祉関係団体及び社会福祉法人」を位置づけ、理事・評議員会、部会への施設種別協議会からの参画の仕組みを設けています。

包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備

包括的な相談支援体制と権利擁護支援の関係

広義の意味での権利擁護支援とは、本人が権利を生かし、当たり前にならんと暮らせるよう支援することです。その実践の中核は、どんなに重い生活障害を抱える当事者であっても、その人らしく暮らし続けるための「本人主体の意思決定支援」です。これは、包括的な相談支援体制の理念と重なります。

ここでは、権利侵害から守るための虐待対応や法的支援の強化といった狭義の権利擁護支援について解説します。

権利擁護支援の体制を構成する機能は、①権利擁護相談、②権利擁護支援の強化、③支援者の育成、④ネットワーク形成、⑤社会資源の開発とシステム評価、⑥地域住民の権利認識の向上があげられます(P.34 解説参照)。

これらの機能を担い、幅広い関係者が協働する土台となる組織が「権利擁護支援センター」です。2016年施行の成年後見制度利用促進法に基づき、自治体に「地域連携ネットワークの中核となる機関」が設置されることになっており、これと連動したセンター設置の促進が予測されます。

なお、権利擁護支援として推進されている市民後見人の養成は、後見人材の確保や身上監護の強化だけを目指すものではありません。地域住民の権利認識の高まりによる社会的孤立・排除を生まない地域づくりを含めた「予防的権利擁護」も目指した取り組みです。

社協の取組み事項

認知症高齢者の増加や障害者の地域移行が進む中、日常生活自立支援事業は成年後見制度と比較し、本人と社協の合意があれば利用・解約が可能な柔軟な権利擁護支援策としての役割が期待されています。ただし、本人の意志決定の権利を安易に奪うことがないよう、成年後見制度の利用にあたっては本人の状況変化を見極めた上で利用につなげることに十分留意することが重要です。

日常生活自立支援事業が、成年後見制度利用の前段階からの包括的な権利擁護支援につながることを認識し、法人後見や市民後見人の養成

などとあわせた重層的な体制整備が進められるよう、行政との協議を進めましょう。

また、社協が権利擁護支援センターを受託する・しないに関わらず、市町域の権利擁護体制を構築する上で、6つの権利擁護機能をどこがどのように担うのか、行政・関係機関と協議する場づくりを積極的に働きかけましょう。

社協の役割は、専門職との連携により虐待などの危機的介入や法的支援の強化を目的としたネットワーク形成、そして権利侵害が生まれにくい土壌づくりとしての地域住民の権利認識の向上です。

☑ チェックポイント

1. 日常生活自立支援事業の利用者の生活状況をモニタリングし、成年後見制度の利用を含め、本人の状況に合わせた適切な支援につなげる体制をつくっていますか。
2. 権利擁護支援センターの必要性和機能、体制を市町行政と検討していますか。
3. 権利擁護支援センター等の運営委員会において、センター事業のみならず、権利擁護支援の体制や仕組みの点検・改善等についても検討していますか。
4. 市民後見人を中心に、地域における権利認識を高める活動に取り組んでいますか。
5. 法人後見の必要性和体制について、行政・関係機関を交えた検討をおこなっていますか。

！ 取組みのヒント

チェックポイント1、2

■ 日常生活の見守りから成年後見制度への移行につなげる（赤穂市）

赤穂市社協では、日常生活自立支援事業を通して、利用者の生活状況を見守り、必要に応じて成年後見制度へのスムーズな移行を進めています。「出金依頼が増える」「携帯代が高くなる」などの利用者の状況変化に気づくことで、訪問販売による消費者被害が発覚したケースがありました。

取消権がないなど、社協だけでの支援が難しいと判断した場合は、成年後見制度への移行のため、西播磨成年後見支援センターに相談しています。同センターが連携している司法書士などの専門職とセンター職員、社協の専門員が協議し、成年後見制度へ移行する体制が整っています。また、同センターでは成年後見制度普及啓発講演会を実施し、行政と社協がともに権利擁護支援の理解を広げる活動もおこなっています。

チェックポイント4

■ 権利擁護センター設立に向けた取組み（洲本市）

洲本市社協では、第3次地域福祉推進計画に「総合相談・権利擁護支援の強化」として「権利擁護センターの設立」を掲げ、その準備を進めてきました。

市社協は、2016年度に「成年後見制度ニーズ調査」を実施し、翌年度に「権利擁護センター設置準備委員会」を立上げました。同委員会では、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政や支援者で、法律専門職と福祉専門職が連携する仕組みや法人後見について議論しました。この結果、2018年度には「権利擁護デスク」を開設し、社協が法律専門職のバックアップを受けて法人後見を開始することになりました。権利擁護センターの開設は現在も準備中ですが、法律専門職と一緒に啓発フォーラムを開催するなど、センターがもつべき機能がすでに動き始めています。

チェックポイント5

【解説】法人後見の意義と実施体制について

法人後見は、権利擁護支援の最後の砦（セーフティネット）であり、実施する法人のみならず、自治体が必要と役割を認識しておくことが前提となります。法人後見が必要になるケースとは、経済的に困窮し、親族や身寄りもない場合です。しかし、一方で債務整理や紛争性がある場合、法律専門職による支援体制も必要であり、法人だけで抱え込まない支援の体制づくりも必要です。

いずれにしても、市町の権利擁護支援体制をデザインする中で、法人後見の必要性と位置づけについて、自治体や関係者と協議することが重要です。

【解説】権利擁護支援センター6つの機能

1. **権利擁護相談**…住民、支援者、専門職に対し、「権利擁護」に関する常設の相談窓口を明確化することと法律の専門的な相談対応につなげる窓口としての機能
2. **権利擁護支援の強化**…各相談機関が受けたケースについて、個別支援のチーム形成から、法的支援への関わり強化など、見立てを強化する機能
3. **支援者の育成**…当事者と最前線向き合う各相談機関の支援者に対し、権利擁護支援の視点など支援者を育成支援する機能
4. **ネットワーク形成**…関係機関の支援ネットワーク形成のみならず、医療機関、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の機関と連携・協働する機能
5. **社会資源の開発とシステム評価**…地域における権利擁護支援推進のために、支援状況の評価や方針化など、権利擁護支援体制の継続的な検討を行う機能
6. **地域住民の権利認識の向上**…当事者が住む地域自体が権利侵害を生まない地域を目指し、市民後見人の養成や福祉学習等を通じ、地域の権利認識を高める機能

基本的な考え方

1 地域福祉計画に求められる役割

行政が策定する地域福祉計画は、住民主体の「共生のまちづくり」を実現するための基盤整備に関する方策を盛り込む計画です。

このたびの社会福祉法改正により、地域福祉計画は、福祉以外の領域とも連携した地域づくりを進めるため、上位計画に位置づけられました。従来の地域福祉計画では、「住民参加」が強調されてきましたが、今後は住民だけにとどま

らない幅広い専門職、庁内の職員参加が不可欠となります。

また、社会福祉法には地域福祉計画の進行管理の責務が新たに加われました。理念にとどまらず、評価を伴う実効性のある計画づくりが求められています。さらに、住民主体の地域づくりという意味では、それを推進するための小地域福祉計画の推進も重要になります。

【解説】改正社会福祉法と地域福祉計画

社会福祉法第 107 条の改正点は、①地域福祉計画策定の努力義務化、②社会福祉の各分野別計画の上位計画化、③計画の評価（進行管理）の実施に関する規定化です。

また、法律改正に基づき、国のガイドラインも 15 年ぶりに改定されました。ガイドラインでは、計画に盛り込む新たな事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」の考え方が示されています。国は、法施行後おおむね 3 年以内に、改正を反映した地域福祉計画を策定することを求めています。

2 地域福祉推進計画の役割と行政計画との関係

地域福祉推進計画とは、社協が民間計画としてつくる計画で、当事者・地域住民、関係機関・団体などの協議によって策定されます。地域福祉推進計画の主な役割は、民間独自の先駆的・開発的な取り組みを進めるための行動計画と行政への提言です。この計画は、法律上で定められたものではありませんが、地域福祉を推進する基盤として県内では 1970 年代から地域福祉推進計画づくりを進めてきました。

国の地域福祉計画策定ガイドラインでは、地域福祉計画と地域福祉推進計画の「一体的な策定」

と「相互の連携」が求められています。しかし、これは必ずしも地域福祉計画に地域福祉推進計画を内包する、あるいは合体計画として策定するという意味ではありません。むしろ、民間の先駆性・開発性を発揮するためには、地域福祉推進計画と地域福祉計画はそれぞれが独自計画として策定されるべきです。

その上で、目指す目標と官民協働の取り組み事項を地域福祉計画と地域福祉推進計画の両計画に位置づけましょう。

地域福祉計画と地域福祉推進計画は、地域福祉マネジメントを進めるための一つの方法として捉えることも重要です。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、「市町村による地域マネジメントが必要である」とされ、地域マネジメントの重要性が指摘されています（「地域包括ケア研究会報告書－2040年に向けた挑戦－」2017.3）。地域包括ケアシステムにおける地域マネジメントとは、「地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し実施することで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組み」とされています。

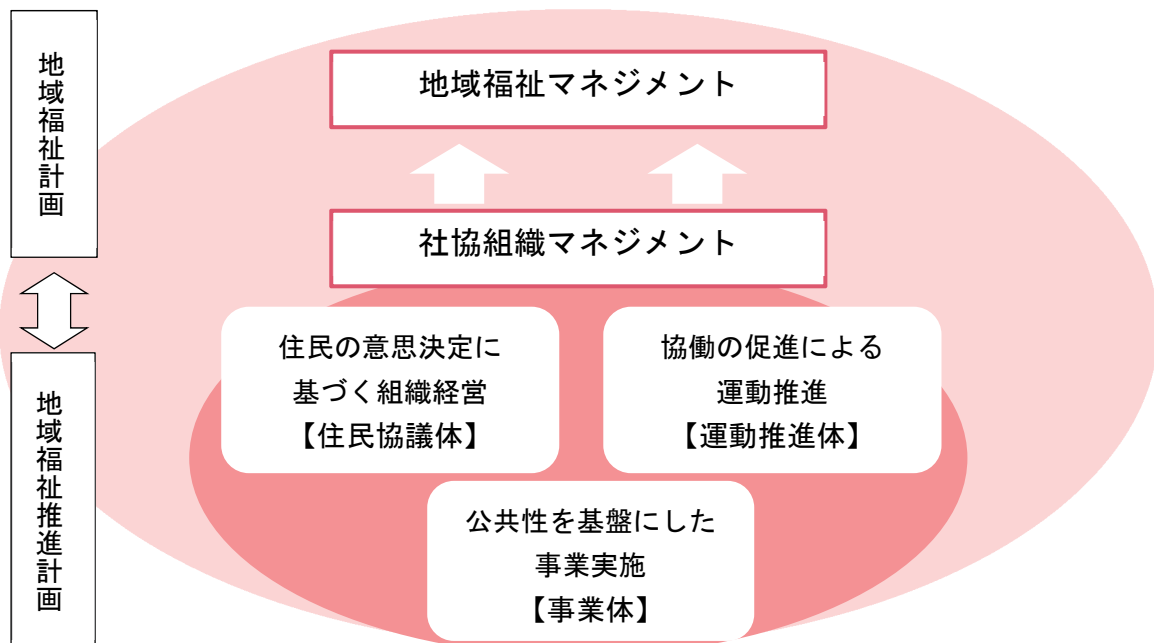
地域福祉マネジメントはこれとほぼ同義で、住民、行政、関係機関・団体などの様々な主体が地域のビジョンを描き、その実現に向けて協働しながら地域の福祉力を高めることを指します。地域福祉マネジメントは、住民、行政、関

係機関・団体の地域福祉の協働推進であり、今日的な地域福祉の政策テーマで言えば包括的な支援体制の推進体制そのものだといえます。地域福祉（推進）計画は、マネジメントの基になる地域のビジョンと取組みの方向性や方法を示すものです。

地域福祉マネジメントはどのように進められるのでしょうか。マネジメントする場として、地域福祉（推進）計画を評価・改善するための「協議・共有する場」が必要になります。「協議・共有する場」とは、計画評価委員会のような進行管理のために設けられる会議体以外に、推進方策2の地域福祉ネットワークで解説した様々な場が含まれます。要は様々な場で、幅広い住民が計画の内容を共有し、地域福祉の推進状況を点検するということです。

当然、社協の事業を含む組織マネジメントも、地域福祉推進計画の策定と実行、評価と改善に基づいて進められます（図表8）。

▼図表8 地域福祉マネジメントと社協組織マネジメント



推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善

社協の取組み事項

本書で提起した推進方策 1～3 に基づき、**2019 年度中にすべての市町社協で現行の「地域福祉推進計画」の内容の見直し、もしくは計画未策定の社協は策定に着手しましょう。**

特に、推進方策 1～3 で提起した事項を地域福祉推進計画に盛り込んでいるかについて点検し、組織として対応を検討しましょう。

また、**計画の評価・改善をどのような会議体で、どの時期に実施するのかについて、地域福祉推進計画に明記**しましょう。

計画評価の方法は、大きく 2 つあります。1 つ目は、毎年の事業計画づくりと合わせた評価を理事会で実施する方法です。2 つ目は、理事以外の幅広い人・団体を交え、「計画を進める会」

などの名称で、計画実行の推進力となる会議体を理事会と別に設ける方法です。各社協いずれかの方法で、必ず計画の評価と改善を進めましょう。

なお、評価・改善とは、計画に基づく事業の進捗を単にチェックするだけではありません。計画は立てた段階から古くなります。対応すべき新たな生活・福祉課題が何か、計画に掲載した取組みを進める必要性がその時点であるのか、必要性があるにも関わらず取組みが進んでいない場合の要因と対応は何か、といったことを協議するための場として運営することが重要です。

【推進方策 1～3 で提起した地域福祉推進計画関連の事項（再掲）】

- 地域福祉推進計画に、「小地域福祉活動の推進」を重点事項に位置づけていますか。
- 住民自治組織との関係性を整理した上で、小地域福祉推進組織の設置（地域組織化）を、地域福祉推進計画に位置づけていますか。
- 小地域福祉計画の策定が、地域福祉推進計画に位置づけられていますか。
- 地域包括ケアにおける日常生活圏域（おおよそ中学校区域）への地域担当職員の配置を、「地域福祉推進計画」と「地域福祉計画」、他の分野別行政計画に位置づけていますか。
- 地域福祉ネットワークを地域福祉推進計画に位置づけていますか。
- 地域福祉推進計画に、生活困窮者支援における社協の取組みを位置づけていますか。
- 施設利用者の地域参加を、社協が支援することを地域福祉推進計画に位置づけていますか。

☑ チェックポイント

1. 毎年の事業計画・予算と合わせて、地域福祉推進計画の進捗を点検していますか。
2. 本書に掲載する推進方策の内容について、役員及び職員が話し合う場を設けていますか。
3. 現行「地域福祉推進計画」の内容の見直し、もしくは計画未策定の社協は地域福祉推進計画の策定について、理事会で協議していますか。
4. 地域福祉推進計画の評価・改善の方法を、組織として明らかにしていますか。
5. 理事会以外に会議体を設けて地域福祉推進計画に基づく評価・改善を進めていますか。

■ 「計画を進める会」による評価と年次レポートの発行（宍粟市）

宍粟市社協では、地域福祉推進計画を推進するための「地域福祉推進計画を進める会」（以下、「進める会」）を組織し、半期ごとに進捗の点検・評価をおこなっています。

「進める会」の構成メンバーは策定に関わった委員と社協理事と支部推進委員です。評価に際して留意している点は、計画の推進目標ごとに、何を目的としたどんな取組みを実施しているのかについて委員が理解することです。このため、主な活動について写真で紹介しながら、活動ごとに5段階評価で示すなど、活動の意義や課題について意見・質問が出やすい会議運営の工夫がなされています。その上で、推進目標に向けて必要な活動・事業の進め方や、活動・事業の進捗が芳しくない場合はその理由を議論した上で、今後の方向性について委員から意見・提起がおこなわれます。

「進める会」に加えて計画を推進するための取組みとして、市社協の理事と職員が計画上の重点事業ごとにチームとなった役職員業務研究会を進めています。これは「進める会」での意見に基づき、2012年度から開始されました。2017年度からは、「防災福祉」「生活困窮」「福祉学習」「集落福祉」「地域福祉財源」といった5つのテーマで研究チームが編成され、理事職員が一緒になって先進地の視察や研究・調査を実施しています。役職員の共通認識づくりと、担当事業を超えた職員間の学び合いの機会となっています。

このように計画の推進体制をつくりながら、評価した結果を市民に分かりやすく伝えるために、「第3次地域福祉推進計画（2016年度～）」から「年次レポート」を毎年作成しています。

「進める会」での検討結果を踏まえた地域福祉推進計画の進捗を明らかにしたもので、ホームページ上でも公表されています。

計画評価の結果を年次レポートとして発信



【解説】 計画の進行管理

地域福祉推進計画は、策定後の進行管理が命です。日々の業務と計画内容を一体化させるための組織的な進行管理があってはじめて、評価が可能になります。

進行管理の基本は、次の3点です。

1. 計画体系にあわせた単年度事業計画・報告書の作成
2. 役員と地域住民にわかりやすい（評価しやすい）事業報告の作成
3. 理事会や計画評価委員会等における毎年の点検・評価

特に、職員だけでなく役員と地域住民にわかりやすい事業報告は、住民がわがまちの地域福祉活動を理解するためのテキストにもなります。たとえば、宝塚市社協は、A4版1枚のわかりやすい事業報告・決算書を作成しています。また、三田市社協や養父市社協は「社協のあゆみ」として写真をまじえ分かりやすい事業報告を作成しています。

地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ

社協の取組み事項

すべての市町社協で、地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画の策定を働きかけましょう。また、地域福祉計画が未策定の市町については、早急な策定を働きかけましょう。

具体的には、社会的孤立に対応した「共生のまちづくり」、「地域福祉ネットワーク」、「包括的な相談支援体制づくり」に向けた考え方と方策について、社協側から積極的に提案することを指します。特に、介護保険制度における生活支援体制整備事業と地域福祉の推進を関連づけた提案は外せません。

行政と計画策定に向けた合同の学習会を実施したり、策定委員を相互乗り入れて組織したりといった取組みも、双方の計画の連動を図る上で有効です。

なお、国のガイドライン上で、改正社会福祉法により地域福祉計画に追加される事項については法施行日（2018年4月1日）より記載されるべきものであり、直ちに記載事項の追加をすることとされています。直ちにおこなうことが難しい場合は、最長で改正法施行後3年程度以

内を想定して直近の計画見直しのタイミングで記載事項を追加するよう記載されています。つまり、2020年までの間で地域福祉計画の見直しを図られることから、それに合わせた行政との協議が必要です。

また、同じくガイドラインによると、地域福祉計画が他分野の上位計画に位置づけられたことに伴い、関係する他の計画、たとえば成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進計画、地域防災計画等の策定の際に、地域福祉計画にも位置づけることが考えられるとされています。これら他分野施策を単に地域福祉計画に盛り込めば良いということではなく、社会的孤立への対応と地域福祉の推進基盤づくりという観点から、地域福祉計画に位置づけることが妥当かどうかの判断がなされた上で計画に盛り込まれるよう働きかける必要があります。

 チェックポイント

1. 社会福祉法改正を受けた行政の地域福祉計画の見直し・策定のスケジュールについて把握していますか。
2. 今回の法改正に伴う地域福祉計画の見直し・策定に先んじて、地域福祉推進計画の内容の見直し・策定に着手していますか。
3. 社会福祉法上の「包括的な支援体制」づくり等の計画に盛り込む事項について、行政担当課と協議もしくは学習の場を設けていますか。
4. 現行の地域福祉推進計画の見直し・策定の場に、行政職員が参画していますか。
5. 地域福祉計画の策定委員に、社協理事もしくは職員が参画していますか。

■ 総合計画、地域福祉計画、介護保険事業計画との連動（西宮市）

西宮市社協は、行政への提言機能を重視し、行政計画より1年早く地域福祉推進計画を策定しています。また、地域福祉推進計画と地域福祉計画の策定委員会には、行政と社協から選任された委員が相互に参画しています。さらに、行政が設ける「地域福祉推進検討会」において、行政と社協の担当職員が地域福祉推進の展開を議論することで、目指す方向性を合わせています。

今期の地域福祉推進計画の内容は、市の地域福祉計画と介護保険事業計画のみならず、次期総合計画（2019年度～）への反映が働きかけられました。これにより、市の最上位計画である総合計画と福祉関係の上位計画である地域福祉計画、また生活支援体制整備事業との関連性で介護保険事業計画という3つの行政計画に、地域福祉推進計画の内容が反映されることとなりました。

各計画に共通して盛り込まれたのは、圏域の考え方と地域福祉ネットワークを基盤とした「総合相談支援体制」、「共生のまちづくり実践」の考え方です。特に、市総合計画づくりを通して、総合相談支援体制の一つの「出口」となる政策化の仕組みについて検討が進みました。また、2019年度より生活困窮者自立支援法に基づく事業の一部を社協が受託することも踏まえ、西宮市における包括的な支援体制をどのように構築していくのかについて、行政内関連部局での協議が進められる予定です。

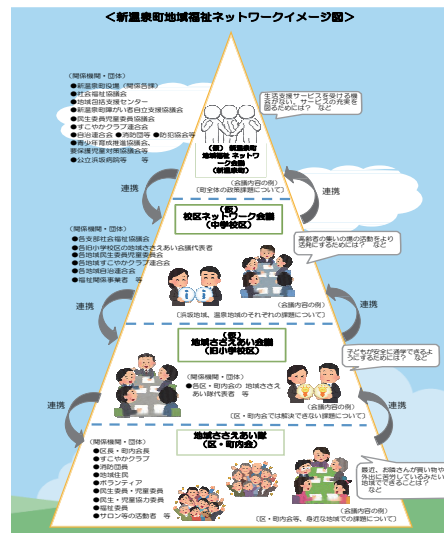
なお、地域福祉推進計画の評価は、市社協が設ける「計画をすすめる会議」において実施されています。すすめる会議では、取組み評価に加え、見直し・改善に向けた社協への提言もおこなわれています。

■ 地域福祉計画と連動して進める地域福祉ネットワーク形成（新温泉町）

新温泉町社協は、第2次地域福祉推進計画の策定年度を行政の地域福祉計画とあわせるとともに、計画に盛り込む柱もあわせて両計画に盛り込みました。地域福祉計画には町社協副会長が計画策定委員長として参画するとともに、担当者間で随時の相談・打合せをおこないました。

両計画における重点施策である「地域福祉ネットワークの形成」に向け、行政と社協が協働体制で取組みをはじめています。計画推進の初年度となる2018年度は、行政と社協が協働して地域福祉研修を開催しました。区長、民生委員・児童委員等、約130名が参加し、地域での活動報告や他市の取組み事例から、小地域での見守り・支え合いのネットワークづくりの意義が共有化されました。研修後に区長や民生委員から相談があったり、地域組織づくりの動きにつながったりした地域もありました。また、町社協では、計画に基づいた行政区（町内会）単位の小地域福祉推進組織づくりに向け、地域福祉部会で協議・研究を進めるとともに、全職員が4つのチームに分かれて順次、地域に出向いています。地域で住民の声を聴くとともに、住民が地域の課題やこうありたいという暮らしについて話し合うことを支援しています。現在、約110区中9カ所で「地域ささえあい隊」という名称の組織体ができています。

新温泉町版「地域福祉ネットワーク」



推進方策・活動点検項目別ワークシート

推進方策・活動点検項目別に記載しているチェックポイントをシートにまとめました。

各社協が現行の地域福祉推進計画の見直し（もしくは策定）をする際に、役職員で話し合いながら点検を進めてください。

【記載例】

各社協の計画の重点事項に位置づけて取組みを進める項目がA、重点ではないが計画化するものがB、計画化はしないものがCです。

1. 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援

チェックポイント	自己評価	自己評価の根拠・理由	取組の優先順位	今後の方向性や取組
1. 地域福祉推進計画に、「小地域福祉活動の推進」を重点事項に位置づけていますか。	3	重点ではないが、推進目標に掲げている	A	① 生活支援体制整備における協議体の動きにあわせて、小地域エリアでの話し合いの場づくりの推進について計画化を検討する。 ② ①の検討の中で、まちづくり協議会の動きも含める（まずは、行政から情報を収集する）
2. 住民が生活・福祉課題を話し合う小地域エリアでの場づくりを推進していますか。	2	サロンやふれあい給食は小地域福祉活動であげているが、小地域の話合いの場づくりまで進められていない。	A	
3. 住民自治組織の動向を把握し、小地域福祉活動との連携方法を検討していますか。	3	まちづくり協議会の設置が全小学校区で設置が進められていることは把握しているが、小地域福祉活動との連携は検討していない。	B	

5点満点で点数をつけます。
(5点:できている/4点:7割程度できている/3点:半分くらいできている/2点:あまりできていない/1点:できていない)

推進方策1 まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進ー福祉からの資源循環と安心創造へー

1. 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取り組む B. 計画に位置付けて取り組む C. 計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 地域福祉推進計画に、「小地域福祉活動の推進」を重点事項に位置づけていますか。				
2. 住民が生活・福祉課題を話し合う小地域エリアでの場づくりを推進していますか。				
3. 住民自治組織の動向を把握し、小地域福祉活動との連携方法を検討していますか。				
4. 地域福祉施策やまちづくり施策に、小地域福祉活動の支援策（例：住民の活動拠点の整備や活動財源の確保等）が位置づくよう働きかけていますか。				
【小地域福祉推進組織がある市町】 5-1. 小地域福祉推進組織の構成員や話し合いの場に、多様なメンバーが参加できるようになっていますか。				
【小地域福祉推進組織がない市町】 5-2. 住民自治組織との関係性を整理した上で、小地域福祉推進組織の設置（地域組織化）を、地域福祉推進計画に位置づけていますか。				

2. 「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成

<p>チェックポイント</p>	<p>自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない</p>	<p>自己評価の根拠・理由</p>	<p>取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取り組む B. 計画に位置付けて取り組む C. 計画には位置付けない</p>	<p>今後の方向性や取り組み</p>
<p>1. 一過性の福祉体験に終わらず、地域社会からの孤立・排除による生きづらさや、当事者を共に生きる人として理解することを目指した福祉学習を実施していますか。</p>				
<p>2. 当事者と住民が、地域で共に活動する「当事者の社会参加プログラム」を実施していますか。</p>				
<p>3. 住民の主体形成に向け、人権・社会教育（生涯学習）と連携した福祉学習を実施していますか。</p>				
<p>4. 幅広い主体の地域づくり参加を促進するため、事業所・企業、労働組合、生活協同組合等との連携・協働事業に取り組んでいますか。</p>				
<p>5. 生きづらさを抱える当事者同士が出会い、分かち合うためのグループづくり（＝セルフヘルプグループ）の立ち上げと自律的運営の支援を、社協が積極的に取り組んでいますか。</p>				

3. 「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 小地域福祉計画の策定が、地域福祉推進計画に位置づけられていますか。				
2. 小地域福祉推進組織の役員や地域リーダーと、小地域福祉計画策定について協議・学習する場を設けていますか。				
3. 地域単位でのワークショップや座談会など、できる限り幅広い住民が「どんな地域で暮らしたいのか」「地域のもつ強みと生活・福祉課題」について、自由な意見を出し合える場を小地域福祉推進組織や地域リーダーと共につくっていますか。				
4. 行政の地域福祉部局やまちづくり関連部局と小地域福祉計画づくりの進め方や支援方法について協議していますか。				
5. 小地域福祉計画に、共同募金や寄付を含めた活動財源の集め方・活用を掲載していますか。				

4. 「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化

<p>チェックポイント</p>	<p>自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない</p>	<p>自己評価の根拠・理由</p>	<p>取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取り組む B. 計画に位置付けて取り組む C. 計画には位置付けけない</p>	<p>今後の方向性や取組み</p>
<p>1. 活動点検項目 1（住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援）のチェックポイントを達成するための職員体制について、協の役職員が協議していますか。</p>				
<p>2. コミュニティワーカー（地域担当職員）が支援する圏域（自治会域～小学校区）を明確にしていますか。</p>				
<p>3. コミュニティワーカー（地域担当職員）だけでなく、介護・相談支援職員を含めた協職員全体が、圏域を意識して業務を進めるチームづくりとそのマネジメントをおこなっていますか。</p>				
<p>4. 地域包括ケアにおける日常生活圏域（および中学校区域）へのコミュニティワーカー（地域担当職員）の配置を、「地域福祉推進計画」と「地域福祉計画」に位置づけていますか。</p>				
<p>5. 社協だけでなく社協外の多機関チーム（地域包括支援センターや社会福祉施設等）が、連携して地域と協働できるための取組みについて、社協役員や関係者等と協議していますか。</p>				

推進方策 2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成－共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化－

1. 重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 地域福祉ネットワークを地域福祉推進計画に位置づけていますか。				
2. 地域福祉ネットワークの構想を、地域福祉計画や介護保険事業計画における生活支援体制整備圏域と整合性をとるために、行政や地域包括支援センター等の関係者と協議していますか。				
3. 見守り・支え合いを促進するための住民ネットワークの場として、「地域見守り会議」等の小地域での協議の場づくりを推進・支援していますか。				
4. 住民・福祉専門職・関係者等が協働して生活・福祉課題を話し合い、解決する場として、「地域ネットワーク会議」等の協議の場づくりを推進・支援していますか。				
5. 課題の解決に向け、市町域の幅広い関係者によるネットワークの場を杜協がつくったり、参画したりしていますか。				

2. 地域福祉を進める福祉専門職の育成

<p>チェックポイント</p>	<p>自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない</p>	<p>自己評価の根拠・理由</p>	<p>取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 計画には位置付けない</p>	<p>今後の方向性や取組み</p>
<p>1. 福祉専門職間のネットワークの場に社協として積極的に参画していますか。 (例：地域ケア会議、事業者連絡会、障害者自立支援協議会や、社会福祉法人連絡協議会における実務者間のネットワーク等)</p>				
<p>2. 福祉専門職と地域住民の協働による当事者の地域生活支援を、社協職員が率先してコーディネートをしていますか。</p>				
<p>3. 当事者の地域生活支援や地域づくりに必要なネットワークを、福祉専門職や関係機関に働きかけてつくっていますか。</p>				
<p>4. 多職種の福祉専門職が地域福祉を学び合うための事業・活動を実施していますか。</p>				
<p>5. 多職種の福祉専門職と地域住民等が地域福祉を学び合うための事業・活動を実施していますか。</p>				

3. 社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 計画には位置付けけない	今後の方向性や取組み
<p>1. 課題だけでなく、地域の強みを含めた資源を地域住民が把握・共有する取組みを、社協が支援していますか。</p>				
<p>2. 自治体内において、地域の生活・福祉課題を整理し、対応を検討する場としてどのような会議体（話し合いの場）があるのか、把握していますか。</p>				
<p>3. 災害対応や見守り活動等において、行政や社会福祉施設、生活協同組合やNPO、事業所・企業などと連携していますか。</p>				
<p>4. 既存の資源だけで解決できない生活・福祉課題に対し、当事者・地域住民、関係者が集まって解決に動くプロジェクトづくりを社協が働きかけたり、参画したりしていますか。</p>				
<p>5. 市町域の課題化と資源開発を検討するための仕組みについて、行政と協議を進めていますか。</p>				

推進方策3 「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による包括的な相談支援体制の構築

1. 社協内の包括的な相談支援体制づくりー「丸ごと」受け止める社協組織づくりー

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取り組む B. 計画に位置付けて取り組む C. 今回の計画には位置付けない	今後の方向性や取り組み
1. 「どんなニーズも断らない（いったん受け止める）」ことを社協の方針としていますか。				
2. 管理職間で、社協内の包括的な相談支援体制づくりに向けた現状分析と対応の話し合いをおこなっていますか。				
3. 地域生活支援（個別支援）ワーカーとコミュニケーションワーカー（地域担当職員）が、互いの専門性を理解し、気づきを出し合える場を定例で設けていますか。				
4. 担当事業・部局を超え、ケース検討を実施するための体制と方法が定まっていますか。				
5. 地域生活支援（個別支援）ワーカーとコミュニケーションワーカー（地域担当職員）とが、一緒に地域住民の相談や課題を受け止め、それらの経緯や結果を組織内で共有化していますか。				

2. 生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 今回の計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 生活困窮者支援における生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業の役割や位置づけを組織内で協議していますか。				
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業を含めた相談支援において、事業要件に該当するか否かではなく、課題の根本解決に向け、他機関の相談支援機関との連携のもと支援できていますか。				
3. 自立相談支援事業の受託の有無に関わらず、自治体域における生活困窮ニーズについて、自治体と支援の見立てや方向性が共有できる連携の場が設定できていますか。				
4. 地域福祉推進計画に、生活困窮者支援における社協の取組みを位置づけていますか。				
5. 相談者の状況に合わせた多様な社会資源の開発について、地域住民・ボランティア、社会福祉法人・事業所、生活協同組合、企業や商工会、教育機関などの幅広い関係機関と検討する場を呼びかける、あるいはそうした場に参画していますか。				

3. 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：まあまあできている 3点：あまりできていない 1点：取組を計画している 0点：できていない	自己評価の根拠・理由	取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 今回の計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 施設利用者による地域参加を、社協が支援することを地域福祉推進計画に位置づけていますか。				
2. 地域活動に施設の利用者が参加できるための働きかけを、地域におこなっていますか。				
3. 管内の社会福祉法人の実務者（職員）間で、利用者の地域参加をはじめとした地域のセーフティネットづくりについて話し合ったり学習したりしていますか。				
4. 管内の社会福祉法人の代表者が、連絡協議会の活動方針について話し合うための場づくりを、働きかけていますか。				
5. 管内の社会福祉法人の社協組織への参画の仕組み（例：会員規程への位置づけ、理事会・評議員会、部会等への参画）を設けていますか。				

4. 包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：まあまあできている 3点：あまりできていない 1点：取組を計画している 0点：できていない	自己評価の根拠・理由	取組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 今回の計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 日常生活自立支援事業の利用者の生活状況をモニタリングし、成年後見制度の利用を含め、本人の状況に合わせた適切な支援につなげる体制をつくっていますか。				
2. 権利擁護支援センターの必要性と機能、体制を市町行政と検討していますか。				
3. 権利擁護支援センター等の運営委員会において、センター事業のみならず、権利擁護支援の体制や仕組みの点検・改善等についても検討していますか。				
4. 市民後見人を中心に、地域における権利意識を高める活動に取り組んでいますか。				
5. 法人後見の必要性と体制について、行政・関係機関を交えた検討をおこなっていますか。				

推進方策 4 地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化

1. 推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取組む B. 計画に位置付けて取組む C. 今回の計画には位置付けない	今後の方向性や取組み
1. 毎年の事業計画・予算の策定と合わせ、地域福祉推進計画の進捗を点検していますか。				
2. 本書に掲載する推進方策の内容について、役員及び職員が話し合う場を設けていますか。				
3. 現行「地域福祉推進計画」の内容の見直し、もしくは計画未策定の社協は地域福祉推進計画の策定について、理事会で協議していますか。				
4. 地域福祉推進計画の評価・改善の方法を、組織として明らかにしていますか。				
5. 理事会以外に会議体を設けて地域福祉推進計画に基づく評価・改善を進めていますか。				

2. 地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ

チェックポイント	自己評価 5点：できている 4点：7割程度できている 3点：半分くらいできている 2点：あまりできていない 1点：できていない	自己評価の根拠・理由	取り組みの優先順位 A. 計画の重点として取り組む B. 計画に位置付けて取り組む C. 今回の計画には位置付けけない	今後の方向性や取り組み
1. 社会福祉法改正を受けた行政の地域福祉計画の見直し・策定のスケジュールについて把握していますか。				
2. 今回の法改正に伴う地域福祉計画の見直し・策定に先んじて、地域福祉推進計画の内容の見直し・策定に着手していますか。				
3. 社会福祉法上の「包括的な支援体制」づくり等の計画に盛り込む事項について、行政担当課と協議もしくは学習の場を設けていますか。				
4. 現行の地域福祉推進計画の見直し・策定の場に、行政職員が参画していますか。				
5. 地域福祉計画の策定委員に、社協理事もしくは職員が参画していますか。				

第4期地域福祉支援計画(案)概要

パブリック・コメント時点での資料です。

I 計画の概要

- 1 計画の策定趣旨**

ユニバーサル社会づくりの理念や社会情勢の変化等を踏まえ、第3期計画を改定し、市町での地域福祉推進の新たなガイドラインを示すとともに、具の具体的な支援策を示す。
- 2 地域福祉推進の意識**

ひきこもり等社会的孤立の深刻化等に対応するため、住民をはじめ多様な主体の参画と協働による地域づくり活動や包括的な相談支援体制の構築を通じて、誰もが役割を持ち住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進める。
- 3 計画の位置づけ**

少子高齢社会福祉ビジョン等県の基本計画のもと、全県的な地域福祉の向上をめざし、高齢者、障害者、児童福祉、生活困窮者等の各分野において、取り組むべき共通事項等を示す実施計画

- 4 地域福祉支援計画と市町地域福祉計画との関係**

○市町が目指すべき地域福祉の基本方針・仕組みを提示
○地域福祉を推進する人材の育成、地域づくり活動の活性化、包括的な相談支援体制の構築など具の支援策を提示
○地域住民や地域団体、社会福祉協議会、行政など各主体の役割や連携のあり方を提示
- 5 計画期間**

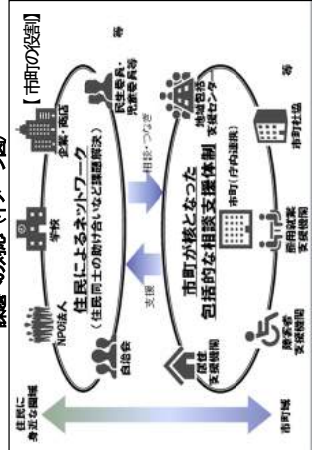
2019年度～2023年度(計画期間5年)

- 1 地域社会の現状**
 - 世帯規模の縮小 [平均世帯人員 2.48人(2000年)⇒2.26人(2025年)兵庫県]
 - 人間関係の希薄化 [地域で付き合いがないと感じる人の割合 29.6%(2013年)⇒32.1%(2018年)全国]
 - 要支援・要介護認定者数の増加 [30.8万人(2018年)⇒36.2万人(2025年)兵庫県]
 - 障害者数の増加 [30.2万人(2000年)⇒33.7万人(2017年)兵庫県]
 - 児童虐待者の増加 [相談件数 6,228件(2013年)⇒11,728件(2017年)兵庫県]

- 2 主な地域福祉政策の動向**
 - ユニバーサル社会づくり推進条例の制定、総合指針の改定
 - 社会福祉法の改正(地域福祉の対象に「社会的孤立」を明記するとともに、住民や地域団体、行政等による分野横断的な支援体制づくりを規定)

III 地域福祉を推進する上での課題

- 1 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化**
 - ダブルケア等複合的課題への対応
 - ひきこもり等制度の狭間の課題への対応
 - 虐待への対策等権利擁護の仕組みづくり
 - 生活困窮世帯の自立・社会参加の促進
- 2 地域を支える主体の多様化及び裾野の拡大**
 - 地域住民、企業、学校など幅広い層の参画促進
 - 誰もが社会の中で役割や生きがいを持って居る仕組みづくり
 - 地域の視点を持った専門職の育成
- 3 住民が主体となった地域づくりの推進**
 - 住民の主体的活動に対する支援の充実
 - 地域課題等に関する住民間の情報共有を促進
 - 平常時から、災害時を想定した住民交流の充実
 - 産業や雇用、まちおこし等と連携した福祉活動
- 4 行政における庁内連携体制の充実**
 - 福祉部局と地域づくり部局等との協力体制の強化
 - 高齢者、障害者、児童、住宅等庁内連携の強化



IV 基本目標・基本理念・推進方策

基本目標 多様なつながりが創るユニバーサルひょうご

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い支え合う社会づくりをめざす

【推進方策】

- 1 地域住民や地域団体等から構成されるネットワークの構築**
 - 市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)の設計
 - 地域福祉ネットワークの構築
 - 課題解決に向けた発見的な仕組みづくりの推進
- 2 包括的な相談支援体制の構築**
 - 市町における包括的な相談支援体制の構築
 - 民生委員・児童委員と地域団体等との連携推進
 - 市町社会福祉協議会や地域包括支援センター等の機能充実
 - 課題解決のための多職種・地域の連携促進
 - 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進
 - 権利擁護支援体制の充実
- 3 地域福祉を推進する人材育成**
 - 1 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援
 - ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識の啓発と取組の推進
 - 福祉専門職の適切な配置及び資質向上
 - 地域づくりの専門職、対人支援を行う福祉専門職
 - 民生委員・児童委員の抱え手の確保
 - 高齢者、障害者、若者、子育て中の親、企業、学校等幅広い層の参画の促進
 - 福祉・介護人材の確保・育成・定着と外国人材の受入れ促進
- 4 地域づくり活動の活性化**
 - 1 地域経済・資源循環と一体となった福祉の地域づくりの推進
 - 2 地域を支える団体の体制強化
 - 3 社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進
 - 4 災害時に備えた平時からの地域づくりの推進
 - 5 住民による主体的な健康づくりの推進
 - 6 認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築
 - 7 障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援
 - 8 寄附文化の醸成
 - 9 福祉部局と地域づくり部局と協力体制の構築
- 5 地域福祉の推進基盤の強化(市町地域福祉計画の実効性を高める)**
 - 1 各主体の協働推進
 - 2 地域福祉推進計画との連携推進
 - 3 市町地域福祉計画の進捗管理・評価の実施
 - 4 行政職員の意識改革(分野横断的な人材の養成)

- 【主な実施策】**
 - 地域福祉ネットワークの構築
 - 地域見守りネットワークの推進
 - 子育て支援ネットワークの構築
 - 災害福祉協議会ネットワーク構築事業
- 【主な実施策】**
 - 地域包括支援センター機能強化事業
 - 民生委員協議会機能強化補助事業
 - 民生委員協議会自立支援事業
 - 法人後見・市民後見推進支援事業
 - 障害者虐待防止権限確保体制推進事業
- 【主な実施策】**
 - 高齢者自立支援ひょうごは運営支援事業
 - ユニバーサル社会づくりの充実に資する事業
 - 民生委員費用削減補助事業
 - シニア起業支援事業
 - 総合福祉学院介護福祉士学科開設
- 【主な実施策】**
 - 地域再生大作戦
 - 地域づくり活動
 - 地域リポート掲載の推進
 - 災害時要援者対策事業
 - 健康ひょうご2.1 大作戦の推進
 - 認知症地域支援推進員の養成・活動支援
 - グループホーム新規開設サポート事業
 - ふらっととひょうご寄付金の募集

計画の進捗管理・評価

- ① 庁内ワーキンググループの設置(実施策のフォローアップ、庁内連携推進)**
- ② 社会福祉協議会等による評価の実施(第三者委員会による対応策検討)**
- ③ 市町に対する県の支援(計画未策定市町への支援、市町別地域福祉データの提供)**

- 【基本理念】**
 - リーニャリング・ユニオン(社会的包摂)の視点
 - リソナラント(生活・課題の発生予防)の視点
 - コミュニティづくりの視点

【主な数値目標】

- 包括的な相談支援体制を、市町計画に明示し、構築する市町数**
・地域福祉協議会: 12市町(2018年)⇒11市町(2023年)
- 包括的相談支援体制構築支援事業(県重点施策)**
・推進数: - (2018年)⇒250人(2023年)
- 生活支援コーディネーターの活動方針を示し、具体的な取組体制を構築する市町数**
・地域福祉協議会: 18市町(2018年)⇒41市町(2023年)
- 地域相互見守りモデル事業(県重点施策)**
・実施数: 29団体(2018年)⇒52団体(2023年)
- 地域づくり活動の活性化に資する多様な支援を展開する市町数**
・社会福祉法人連絡協議会設置: 12市町(2018年)⇒41市町(2023年)
- 地域福祉協議会設置**
・認知症地域支援推進員(県重点施策)活動数: 2団体(2018年)⇒22団体(2023年)
- 市町計画を策定するとともに、フォローアップ体制等を構築する市町数**
・計画策定: 33市町(2018年)⇒41市町(2023年)
- 第三者委員会によるフォローアップ体制の構築**
・15市町(2018年)⇒41市町(2023年)

地域福祉政策研究会 委員名簿

2017年7月24日～2019年3月31日

	氏名	所属	備考
1	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授	研究会座長兼作業部会座長
2	西川 勉	伊丹市社会福祉協議会 事務局長	作業部会委員兼任
3	安田 真明	豊岡市社会福祉協議会 事務局長	作業部会委員兼任 (～2018年6月7日)
4	凧 保憲	淡路市社会福祉協議会 事務局長	作業部会委員兼任
5	吉田 明博	養父市社会福祉協議会 地域福祉課長	作業部会委員兼任
6	上野 武利	西宮市社会福祉協議会 事務局長兼共生のまちづくり課長	作業部会委員兼任 (2018年4月1日～) 佐藤寿一氏 宝塚市社協常務理事 (～2018年3月31日)
7	吉川 里香	芦屋市福祉部 地域福祉課 地域共生推進担当課長	細井洋海氏より交代
8	森下 美佳	たつの市健康福祉部 地域包括支援課長	
9	小島 正樹	兵庫県健康福祉部社会福祉局 社会福祉課福祉企画班 主幹	
10	澤村 安由里	特別養護老人ホーム山路園施設長 (丹波市社会福祉法人連絡協議会 会長)	
11	阪上 繁昭	兵庫県民生委員児童委員連合会 常任理事 (伊丹市民生委員児童委員連合会 会長)	
12	柏木 登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 (一般財団法人明石コミュニティ創造協会 事務局長)	

【2018年度 事務局：兵庫県社会福祉協議会】

氏名	所属
隅田 昇次	事務局長
馬場 正一	事務局次長 (福祉推進担当)
岩木 久敏	地域福祉部長
荻田 藍子	地域福祉部副部長
鬼城 良一	地域福祉部主任
山下 美春	地域福祉部主事
杉田 健治	福祉支援部長
岸田 彰範	福祉支援部主任
菊澤 芽衣	福祉支援部主事

「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針

2019年3月20日発行

発行者 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL (078) 242-4633 FAX (078) 242-4153

<https://www.hyogo-wel.or.jp/>

印刷 株式会社 リーストワーク



～「無縁社会」から「支え合い社会」へ～

